

(第一類 第一号)

第四十三回国会
衆議院
内閣委員會議録 第二号

(二四)

昭和三十一年二月十九日(火曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事伊能繁次郎君 理事岡崎 英城君

理事内藤 隆君 理事藤原 節夫君

理事宮澤 胤勇君 理事石橋 政嗣君

理事石山 權作君 理事山内 広君

内海 安吉君 小笠 公昭君

草野一郎平君 辻 寛一君

久保田鶴松君 田口 誠治君

中村 高一君 西村 関一君

受田 新吉君

出席國務大臣

厚生 大臣 西村 英一君

労働 大臣 大橋 武夫君

國務 大臣 川島正次郎君

國務 大臣 近藤 鶴代君

國務 大臣 志賀健次郎君

國務 大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

人事院總裁 佐藤 達夫君

人事院事務官 瀧本 忠男君

(給与局長)

總理府事務官 増子 正宏君

(内閣總理大臣官房公務員制度調査室長)

防衛庁參事官 小野 裕君

(人事局長)

科学技術政務次官 内田 常雄君

大藏政務次官 原田 憲君

大蔵事務官 (主計局給与課長) 平井 勉郎君

厚生政務次官 渡海元三郎君

委員外の出席者

議員 小笠 公昭君

專門員 加藤 重喜君

二月八日

委員受田新吉君辭任につき、その補

欠として西尾末廣君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員西尾末廣君辭任につき、その補

欠として受田新吉君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員永井勝次郎君辭任につき、その

補欠として横路節雄君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員横路節雄君辭任につき、その補

欠として永井勝次郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員島村一郎君及び受田新吉君辭任

につき、その補欠として中村梅吉君

及び西村榮一君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

委員西村榮一君辭任につき、その補

欠として受田新吉君が議長の指名で

委員に選任された。

二月五日

建設省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第六一七号)

同日

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を

改正する法律案(内閣提出第三八八号)

同月十四日

總理府設置法等の一部を改正する法

律案(内閣提出第九六六号)

は本委員会に付託された。

同日

裁判官の報酬等に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出第三

号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出第四

号)

は法務委員会に付託された。

同日

旧金銀勲章年金受給者に関する特別

措置法制定の請願(池田清志君紹介)

(第六一八号)

同(池田清志君紹介)(第七五四号)

同(津島文治君紹介)(第八四一號)

旧軍人等の恩給に関する請願(鈴木

善幸君紹介)(第六一九号)

同外七件(池田清志君紹介)(第六二

〇号)

同(増田甲子七君紹介)(第六二一

号)

同外三件(馬場元治君紹介)(第六七

六号)

同(渡邊良夫君紹介)(第六七七号)

同(石井光次郎君紹介)(第六七五

号)

同(塚原俊郎君紹介)(第七一六号)

同外四件(山田彌一君紹介)(第七二

八号)

同外二件(井出一太郎君紹介)(第七

八九号)

同(龜岡高夫君紹介)(第八三六号)

同外三件(佐藤洋之助君紹介)(第八

三七号)

同外十二件(長谷川四郎君紹介)(第

八三八号)

同外四件(馬場元治君紹介)(第八三

九号)

同外二件(松山千恵子君紹介)(第八

四〇号)

同外一件(龜岡高夫君紹介)(第八八

七号)

同(松永東君紹介)(第八八八号)

同外二件(岡田修一君紹介)(第九四

一号)

同外一件(谷垣專一君紹介)(第九四

二号)

岩手県下の寒冷地手当支給地域区分

是正に関する請願(鈴木善幸君紹介)

(第六二二号)

傷病年金受給者の妻等に対する家族

加給に関する請願(砂原格君紹介)

(第六二三号)

同(柳谷清三郎君紹介)(第六二四

号)

同(床次徳二君紹介)(第六八六号)

同外一件(藤原節夫君紹介)(第六八

七号)

同外二件(内藤隆君紹介)(第六七七

号)

同(小川半次君紹介)(第八八五号)

同(山口喜久一郎君紹介)(第八八六

号)

同(岡田修一君紹介)(第九四〇号)

傷病恩給の是正に関する請願(柳谷

清三郎君紹介)(第六二五号)

同(石井光次郎君紹介)(第七一七

号)

同(内藤隆君紹介)(第七五六号)

同(大久保武雄君紹介)(第七九〇

号)

同(中村寅太郎君紹介)(第七九一號)

国家公務員に対する寒冷地手当、石

炭手当及び薪炭手当の支給に関する

法律の一部改正に関する請願外三件

(安宅常彦君紹介)(第六四一號)

同(淡谷悠蔵君紹介)(第六四二號)

同外一件(石田省全君紹介)(第六四

三号)

同外一件(石山權作君紹介)(第六四

四号)

同外一件(川俣清音君紹介)(第六四

五号)

同外一件(北山愛郎君紹介)(第六四

六号)

同外一件(栗林三郎君紹介)(第六四

七号)

同外二件(小林信一君紹介)(第六四

八号)

同外一件(佐々木更三君紹介)(第六

四九号)

同外一件(堂森芳夫君紹介)(第六五

〇号)

同(西村関一君紹介)(第六五一號)

同外一件(西村力弥君紹介)(第六五

二号)

同外一件(日野吉夫君紹介)(第六五

三号)

同外一件(松井誠君紹介)(第六五四

号)

同外一件(山中吾郎君紹介)(第六五

五号)

第一類第一号 内閣委員会議録第二号 昭和三十八年二月十九日

[illegible]

同(江崎真澄君紹介)(第七二七号)	制定に関する請願(高橋等君紹介)(第八五一号)	傷病年金受給者の妻等に対する家族加給に関する請願(菅野和太郎君紹介)(第九七八号)	同(野口忠夫君紹介)(第一〇三〇号)
同外一件(神田博君紹介)(第七八六号)	旧金鵒勲章年金受給者に関する特別措置法制定の請願(植木庚子郎君外一名紹介)(第八八四号)	同(瀬戸山三男君紹介)(第九七九号)	同(松井政吉君紹介)(第一〇三一〇号)
同(佐々木義武君紹介)(第七八七号)	建國記念日制定に関する請願外二件(蔵内修治君紹介)(第九四四号)	同外一件(鈴木善幸君紹介)(第一〇一〇号)	同(松井誠君紹介)(第一〇三三三〇号)
同(廣瀬正雄君紹介)(第七八八号)	同月十八日	同(川野芳満君紹介)(第一二六八号)	同(八百板正君紹介)(第一〇三三三〇号)
同(龜岡高夫君紹介)(第八三三三〇号)	傷病恩給の是正に関する請願(相川勝六君紹介)(第九七二二号)	同(山野人等の恩給に関する請願(山口好一君紹介)(第九八〇号)	同(矢尾喜三郎君紹介)(第一〇三四四号)
同(佐藤洋之助君紹介)(第八三三三三〇号)	同(内田常雄君紹介)(第九七三三〇号)	同外一件(國田直君紹介)(第一〇四四号)	同(横路節雄君紹介)(第一〇三五五号)
同(齋藤邦吉君紹介)(第八三四四号)	同(小坂善太郎君紹介)(第一一一四四号)	同外二件(大上司君紹介)(第一一一七号)	同(吉村吉雄君紹介)(第一〇三六六号)
同(本名武君紹介)(第八三五五号)	同(中島茂喜君紹介)(第一一一五五号)	同外一件(飯塚定輔君紹介)(第一〇四六号)	同(伊藤謙君紹介)(第一〇四五五号)
同(岡田修一君紹介)(第九三九九号)	同外一件(大上司君紹介)(第一一一六号)	同(飯塚定輔君紹介)(第一〇四六号)	同(飯塚定輔君紹介)(第一〇四六六号)
元満州国等政府職員の恩給に関する請願(牧野寛素君紹介)(第六七九号)	同(草野一郎平君紹介)(第一一五三六号)	同(足鹿覺君紹介)(第一〇一八八号)	同(池田正之輔君紹介)(第一〇四七七号)
同(志賀健次郎君紹介)(第八五〇号)	同(川野芳満君紹介)(第一二六七七号)	同(淡谷悠蔵君紹介)(第一〇一九九号)	同(小澤佐重喜君紹介)(第一〇四八八号)
同(福田越夫君紹介)(第九四五五号)	同(元満州国等政府職員の恩給に関する請願(受田新吉君紹介)(第九七四号)	同(猪俣浩三君紹介)(第一〇二二〇号)	同(小沢辰男君紹介)(第一〇四九九号)
同(坂泉稔羽町立更木、敬悟小学校の統合校舎建築に伴う騒音防止工事費補助に関する請願(田口誠治君紹介)(第七一八号)	同(大久保武雄君紹介)(第九七五五号)	同(岡良一君紹介)(第一〇二二二二号)	同(小島徹三君紹介)(第一〇五一五号)
公務員の貸金に関する請願(伊藤卯四郎君紹介)(第七二九号)	同(久保武雄君紹介)(第九七六六号)	同(北山愛郎君紹介)(第一〇二二二二号)	同(小平久雄君紹介)(第一〇五二二二号)
同(内海清君紹介)(第七三〇号)	同(久保武雄君紹介)(第九七六六号)	同(尾関義一君紹介)(第一〇二二二二号)	同(佐々木義武君紹介)(第一〇五三三三〇号)
同(春日一幸君紹介)(第七三二二二号)	同(久保武雄君紹介)(第九七六六号)	同(草野一郎平君紹介)(第一〇二二二二号)	同(権名悦三郎君紹介)(第一〇五五五五号)
同(田中幾三郎君紹介)(第七三三三三〇号)	同(久保武雄君紹介)(第九七六六号)	同(小島徹三君紹介)(第一〇二二二二号)	同(齋藤憲三君紹介)(第一〇五五五五号)
同外一件(門司亮君紹介)(第七三三三三〇号)	同(久保武雄君紹介)(第九七六六号)	同(堂森芳夫君紹介)(第一〇二二二二号)	同(権名悦三郎君紹介)(第一〇五五五五号)
文部省に産業技術教育局設置に関する請願(江崎真澄君紹介)(第七五五五号)	同(久保武雄君紹介)(第九七六六号)	同(永井勝次郎君紹介)(第一〇二二二二号)	同(渡合直蔵君紹介)(第一〇五六六六号)
同(小澤太郎君紹介)(第九四三三〇号)	同(久保武雄君紹介)(第九七六六号)	同(西村関一君紹介)(第一〇二二二二号)	同(鈴木善幸君紹介)(第一〇五七七七号)
元満州電信電話株式会社職員期間のある公務員について恩給法等の特例	同(久保武雄君紹介)(第九七六六号)	同(西村力弥君紹介)(第一〇二二二二号)	同(野原正勝君紹介)(第一〇五八八八号)

[illegible]

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案(小笠公昭君外十五名提出、衆法第二号)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(額田彌三君外十四名提出、衆法第一号)

厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○永山委員長 これより会議を開きます。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案、旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案、厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律案、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の六法案を一括議題といたします。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律案

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

○永山委員長 政府並びに提出者より順次提案理由の説明を求めます。北海道開発庁長官川島正次郎君。

○川島國務大臣 ただいま議題となりました北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

北海道東北開発公庫は、昭和三十一年設立以来昭和三十六年度末までに約八百億円に上る出融資実績を示しております。三十七年度予定の原資二百三十億円を加えますと三十七年度末には実に一千億円をこえるのであります。

このように、公庫に対する出融資の要請はきわめて強く、その規模も逐年拡大していく実情にあります。

今後、北海道及び東北地方における鉄工業の進展に処して、公庫がその使命を達成するためには、まず公庫の資本金の充実をはかり、経営の健全性を維持していくことが必要であります。

すなわち、公庫の資本金は現在二十五億円ですが、二十七年年度末における出融資残高は七百八十億円に及ぶ見込みでありますので、このような巨額の事業規模に対しましても自己資

本の充実をはかっておくことは、緊要のことと存する次第であります。

次に、公庫の原資調達の方法として、政府資金の借入れと民間資金の活用により資金需要に充てているのであります。その大半を債券発行に依存しているものであります。公庫は、公庫法第二十七条の規定により、資本金の額の二十倍に相当する金額を限度として、北海道東北開発債券を発行することができようになつております。

で、現在の資本金における債券発行限度額は五百億円ですが、その発行高は三十七年度末において限度額にはほとんど到達する見込みであります。

従いまして、公庫の資本金の充実をはかることも、債券発行額を拡大するため、公庫法第四条に規定する公庫の資本金二十五億円を十億円増額して三十五億円とすることについて、法律の改正をお願いする次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。なにとぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○永山委員長 科学技術庁長官近藤鶴代君。

○近藤國務大臣 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

近年におきましての科学技術の進歩は、まことに目ざましいものがあります。特に世界の先進国における宇宙の利用及び宇宙科学技術の進展は、通信衛星、気象衛星、測地衛星等を開発してその実用面にも新分野を開きつつあるばかりでなく、これらに関連する科学技術の諸部門の発達を促進し、一

国の科学技術水準の向上にきわめて甚大なる影響を及ぼしております。

わが国においてもすでに従来から宇宙科学技術の振興をはかつて参りましたが、これを一段と強化し、かつそのための体制を整備することは、焦眉の急務であります。これがため、科学技術庁の権限に宇宙の利用を推進することを加えるとともに、航空技術研究所を航空宇宙技術研究所と改称し、宇宙科学技術に関する所要の試験研究等を行なわしめ、もつて宇宙の利用及び宇宙科学技術を積極的かつ強力に推進しようとするものであります。

また、わが国は、地理的条件からして自然災害について世界有数の被害国であり、これらの災害を防止し、軽減し、復旧することに関する科学技術の振興をはかることは、各方面から強く要望されるところであります。科学技術庁の付属機関として、防災科学技術に関する総合的中核的機関の性格を有する国立防災科学技術センターを設置したいと考えております。

また、わが国の原子力利用の進展に伴い、茨城県東海村周辺地区は、現在、多数の原子力施設が設置されており、これら原子力施設の検査、監督を強化し、周辺地域の放射線監視を厳に行なう必要があり、これがために水戸市に科学技術庁の支分部局を設置する必要があると考えております。

以上によりまして、科学技術庁設置法の一部を改正する必要があるものと見て、本法案を提出する次第であります。

次に、本法案の概要を御説明いたします。

第一に、科学技術庁の権限に、宇宙の利用を推進することを加えるとともに、これを研究調整局に所掌せしめることとあります。

現在、無線通信、気象観測等の面における宇宙の利用につきましては、関係各省において、それぞれの行政目的に応じてこれの促進をはかるべく努力がなされておりますが、科学技術庁におきまして、これらの総合的な推進をはかることに、宇宙飛翔体の試作、打ち上げ業務等に関する事務をつかさどる等、宇宙の利用に関する先導的役割を果たそうとするものであります。

第二に、航空技術研究所を航空宇宙技術研究所と改称するとともに、これに宇宙科学技術に関する所要の試験研究等を行なわしめることとあります。

現在、航空技術研究所は、航空技術の向上をはかるために、風洞等のごとく関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設、設備を設置し、これを必要とする研究及び試験等を行ない、あわせてその施設及び設備を関係行政機関の共用に供する機関であります。宇宙科学技術に関する試験研究またはそれに必要な施設、設備は、航空技術のそれと密接な関連を有するものである点にかんがみ、航空技術と同一の態様において、航空宇宙技術研究所においてこれをあわせて行なわしめようとするものであります。

第三に、科学技術庁の付属機関として、防災科学技術に関する総合的中核的機関の性格を有する国立防災科学技術センターを新設するとともに、この算理、監督等の事務を研究調整局に所

掌せしむることあります。国防防災科学技術センターは、防災科学技術に関する試験研究のため必要な施設設備であつて、関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため、適当でないと思はれるものを設置して、これを関係行政機関の共用に供し、また、関係行政機関の要請に応じ、当センターの研究員を派遣して、その行政機関の研究及び試験に協力する等の総合的かつ中核的な業務を行なうほか、特定の研究及び試験を実施する機関であります。

第四に、科学技術庁の地方支分部局として、茨城県を管轄区域とする水戸原子力事務所を昭和三十八年十月一日から置くことあります。本事務所は、茨城県水戸市に置かれ、原子炉に関する規制に関する事務その他の原子力局の所掌事務の一部を分掌するものであります。

なお、科学技術庁の事務の増加に伴ひまして、職員定員を増加する必要がありまので、所要の改正を行なうことといたします。

以上、本法案の提案理由及び内容に關する概要を申し上げました。科学技術振興の重要性に対する皆様の深い御理解によりまして、慎重なる御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを切望する次第でございます。

○永山委員長 経済企画庁長官宮澤喜一君。

○宮澤内閣大臣 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由と内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案における改正点の第一は、経済企画庁に諮問機関として国民経済計算審議会を設けることであり、第二は、経済企画庁の職員の定員を改

めることあります。

以下、その内容について概要を御説明申し上げます。

まず、国民経済計算審議会の設置について申し上げます。

国民経済計算は、国民経済活動を総合的に把握するための計算体系でありまして、最近におきましては、政府の経済計画の策定や経済施策の立案等を行なうにあつて欠くことのできない重要なものとなつており、また民間においても企業経営に關連してこれを利用する場合が次第に多くなつております。

経済企画庁におきましては、従来から国民所得推計を中心とした国民経済計算関係の事務を行なつており、その内容についても逐次改善を重ねて参りましたが、国民所得推計と産業連関表との関係や推計方法等についてなお整備改善を要する重要な問題が残されております。これらの問題を解決するためには、現行の国民所得推計の構成その他につき所要の検討を行ない、国民経済計算を有機的に体系化することが必要であると思はれます。

このような検討を行ないますと、場合によつては、既往にさかのほつて国民所得の推計に変化を生じることが予想され、その影響するところが大きいので、学識経験者の方々による慎重な調査審議を経ることが妥当と考え、経済企画庁長官の諮問機関として、二年間の予定で、国民経済計算審議会を設けようとするものであります。

次に、定員の改正について申し上げます。

わが国の経済の成長に伴ひ、経済施策の総合調整機能を担当する経済企画庁の所掌事務も増大して参つておりま

す。このような情勢に対処し、特に、最近における消費者物価の動向にもかんがみまして、物価対策関係事務の処理を円滑に推進することのほか、前述の国民経済計算関係の事務体制を強化することを中心として今回十五人の定員増加をいたしたいと考えている次第であります。

なお、今年の秋から欧州に駐在官一人を置き、これを外務省の定員に振りかえる予定であります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○永山委員長 小笠公昭君。

○小笠議員 旧金鵒勲章年金受給者に関する特別措置法案の趣旨の説明をいたします。

旧金鵒勲章年金令が明治二十七年勅令第七十三号によつて制定されましたことは御承知の通りであります。その後この年金令は昭和十六年に至り勅令第七百二十五号によりまして廃止されましたが、同時にまたこの勅令により昭和十五年四月二十九日以前の叙賜者につきましては、旧令によつて年金は下賜されていたものであります。しかるに終戦後昭和二十一年三月にいたりまして、これらの勲章年金は、昭和二十年十二月末を限りとしたしまして、一切廃止されることとなつて今日に至つておるものであります。

戦後十八年、この間幸ひに我が国の経済は順調に再建発展しまして、国民生活も年一年と向上をたどりつつあるものであります。この間にあつて旧金鵒勲章年金受給者におかれては、かつて支給されていまして年金は打切られ、その経済的期待権を喪失し、経済的ま

た精神的に不遇のうちに老残の日々を送っている人々も多いのでありまして、まことに惻隱の情にたえないものがあります。よつて本法律によりまして、これらの人々の処遇改善をはかるため、特別の措置を講じようとするものであります。

本法律案の要旨は、本法施行の日において生存する旧金鵒勲章年金受給者にして満六十才に達しておられる方々に対し、旧制の功級による区別なく、その処遇の改善の一端として金七万円の一時金を特別措置として支給しようとするものであります。その認定はこれを受けようとする者の請求に基づきまして、内閣総理大臣が行なうこととしております。

なお、この法律の実施のための手続その他につきましては、政令をもつて定めることとしております。

以上をもちまして提案の趣旨説明といたします。何とぞ本委員会におかれましては、慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

現行の国民の祝日に関する法律は、去る昭和二十三年七月二十日法律第七十八号として第二国会において可決決定を見たものであります。御承知の通り、この法律が制定されるにあたりましては、当時の衆参両院文化委員会の審議の経緯におきまして明らかになりました。広く国民の世論に開いて案が作成されたものであります。しかし当時の世論調査において相当重要な祝日の候補日もありましたが、それが必ずしも全面的に受け入れられなかつたので

あります。その理由は今ここで再び申し上げるまでもなく、當時は占領行政下であり、いろいろの事情もあつて、祝日の項目や日付等について相当な異論もあつたのでありましたが、結局委員会の審議を経て現行法のような決定を見たものであります。自來すでに十五年も経過し、その間わが国も平和条約の締結をし、国際社会に名実ともに独立国の一員として参加することになりました。従ひまして、その間の社会の進運とともにこの国民の祝日についても当時の世論の求めたところに従つて、適当な改正をすることは今日において最も至当と存する次第であります。

さて、本改正法案におきましては、新たに二月十一日を建国記念日に、七月十五日をお盆の日に、十月の第一土曜日を体育の日と定めることとして、以上年間を通じて三日間の国民の祝日を加へ、さらに日曜日が国民の祝日と重なる場合にはその翌日を休日とするものとしております。また、国民の祝日には国旗を掲げること明文文化したものであります。

建国記念日を祝日として新たに定めようとすることは、国の建設を祝うことは、すなわち国民感情にも合致し、また多くの国民の等しく抱いておるところであります。諸外国におきましてもナショナル・ホリデイとして祝われておるものもまたこの建國を祝する意味を持つてゐるものであります。この建國の記念日を二月十一日と定められたのは、すでに紀元節として明治初年以來久しく国民の間になじまれ親しまれてゐた日を引き継いだものであります。すなわち、日本書紀にある神

武天皇の伝承をそのまま古い民族的な伝承として受けつづけるのが最も自然であり、すなわちであると信じたからであります。二月十一日という日も、あえて科学的な事実によらずとも、古い伝承や説話のうちにも民族成長の歴史的な息吹があると思ふたからであります。また、次に七月十五日をお盆の日と定められたのも、古くからのわが国に伝つて国民生活に溶け込んでいく民俗的な伝承をそのまま祝日と定めたのであります。これら旧来の民俗的な伝承も、今日地方によりましてはいろいろの相違をしているところもありますが、これを太陽暦に直し、この日を国民が互いに今日生存している意義を反省するとともに、われわれにこの生存の喜びを与えてくれた祖先や先人に對し感謝の意をさげたいと思ふのであります。

最後の体育の日を十月第一土曜日と定められたのは、民主的国家として新生したわが国の国民が、明るい生活を営みその身心を健康にするために、健全な体育競技を楽しむスポーツの持つ精神を通して民族の明るい発展に資しようとするものであります。また、本改正法案におきましては、日曜日と国民の祝日とが重複した場合、その翌日を休日といたしましたのは、諸外国、たとえば、フランスやアメリカにもそのような慣例がありますので、わが国の場合もこれにならうて本法案において定めたのであります。これは一面におきまして、産業の近代化に伴ない労働時間の短縮が叫ばれている情勢に呼応いたしましたして、前記祝日の三日増加と合わせて年間四日ないし五日の祝休日が生ずる結果となります。

すので、この世界的な労働時間の短縮の傾向にも順応した意図をも含めたものであります。最後に、この国民の祝日には国旗を掲げることを特に定められました。戦前にありましては、祝祭日には官公署学校等におきましては必ず国旗を掲揚し、また、民間会社や個人の家庭におきましてはそれが一般的な慣行となつていたものであります。ところが、戦後のこの長い慣行が非常に軽んぜられていくことはなほ遺憾と存するものであります。また、国旗を尊重する觀念を国民の間に馴致するために、特にこの法案のうちにうたい込んだのであります。

なお、この改正案においては昭和三十三年一月一日より施行することとし、また、附則として改定に伴つて関連する法律についても所要の一部改正を行なうとするものであります。以上をもちまして本法案提出の趣旨説明といたします。何とぞ本委員会におかれまして慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします。

○永山委員長 厚生大臣西村英一君。○西村国務大臣 たいだいま議題となりました厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生省設置法の一部を改正するとともに、国立光明寮設置法の一部を改正するものであります。まず第一に、厚生省設置法の一部改正について御説明申し上げます。改正の第一点は、国立療養所に、心身に障害のある者に対して医学的営理のもとに行なわれる機能回復訓練また

は機能訓練の業務に従事する者の養成所を付置することができるとすることです。機能回復訓練及び職業訓練はいずれも心身に障害のある者のリハビリテーションにおいて最も重要な役割をになうものであります。わが国においては、その技術の水準が諸外国に比し著しく立ちおくれておりますので、これらの業務に従事する者の養成機関を設置し、専門家の養成に着手しようとするものであります。

改正の第二点は、国立精神薄弱児施設に精神薄弱児の保護及び指導に従事する職員を養成所を付置することができるとすることです。精神薄弱児に就きましては、精神薄弱児施設及び同通園施設において保護及び指導を行なつていくのであります。これら施設の整備と並んで、施設において直接児童の保護及び指導に当たる職員の確保と資質の向上をはかることが急務とされております。このため、これらの職員の養成所を設置し、その養成を行なうとするものであります。なお、これらの改正のほか、医務出張所の名称を地方医務局と改めるための所要の改正及び厚生省の定員を増加するための改正を行なうことといたしております。

以上が厚生省設置法の一部改正の内容でございます。次に、国立光明寮設置法の一部改正について御説明申し上げます。この改正は、国立光明寮を北海道に設置することとするものであります。現在北海道東北地区につきましては、失明者を収容する更生援護施設がなお十分とは申せない状態であり、その十分とは北海道に国立光明寮を設置し、その整備をはかりとするものであります。以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○永山委員長 これにて六法案の提案理由の説明は終わりました。以上の法案に関する質疑は後日に譲ります。

○永山委員長 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、労働省設置法の一部を改正する法律案を一括議題といたします。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
労働省設置法の一部を改正する法律案

○永山委員長 政府より順次提案理由の説明を求めます。防衛庁長官志賀健太郎君。

○志賀国務大臣 たいだいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概要を説明申し上げます。この改正案は、今般提出されました一般職の職員の給与に関する法律等の

一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛庁職員の俸給月額の設定等を行なうとするものであります。

すなわち、まず、事務次官、統合幕僚会議の議長及び参事官等並びに自衛官の俸給表につきましては、一般職の例に準じて改定を行なうこととし、事務官等の俸給表につきましては、従前通り一般職に適用される俸給表によることといたしております。これにあわせて、防衛大学校の学生に対する学生手当の額と営外手当の額につきましても改定を行なうことといたしております。

また、期末手当及び勤勉手当につきましては、一般職の改正に伴つて規定の改正を行なうことといたしております。なお、この法律案は、公布の日を施行日とし、昭和三十三年十月一日から適用することといたしております。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○永山委員長 大蔵政務次官原田憲君。○原田政府委員 たいだいま議題となりました特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、今回、昭和三十三年八月十日に行なわれまして人事院勧告に基づいて昭和三十三年七月一日以降、一般職の職員の給与を改定することとし、別途法律案を提出して御審議を願うことといたしておりますのであります。が、これに伴い、従来より一般職の職

員の一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛庁職員の俸給月額の設定等を行なうとするものであります。すなわち、まず、事務次官、統合幕僚会議の議長及び参事官等並びに自衛官の俸給表につきましては、一般職の例に準じて改定を行なうこととし、事務官等の俸給表につきましては、従前通り一般職に適用される俸給表によることといたしております。これにあわせて、防衛大学校の学生に対する学生手当の額と営外手当の額につきましても改定を行なうことといたしております。

次に、ただいま議題となりました一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

一・九月分といたしますとともに、勤勉手当を年間○○五月分増額して、六月十五日及び十二月十五日の支給割合をそれぞれ○・三月分といたしますほか、三月十五日に○・二月分を支給す

俸給の切りかえ方法及び切りかえに伴う措置並びに暫定手当の改正に伴う経過措置等を規定いたしました。

この法律案は、以上申し述べました内容につきまして改正を行なおうとす

のに對する考え方をお伺ひいたしたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員　大へん根本的な御質疑でございますが、賃金と申ししますれば、一口に申しますと、労働の対

いか、そして日本の労働賃金を統制する一つの場になっておるのではないかと、非常に反動的な傾向があるのではないかと、こういうことがいわれることも、これも無理のないわけでございます。

すので、そういう立場から、将来のこととごさいます。給養としては、今後どういふ考えの上に立つて、この賃金というのに取り組んで、そして勧告されるものであるかということ、新人事院総裁であるだけに、私は期待もかけてお伺いをいたしたいと思ふわけなんです。

○佐藤(憲)政府委員 大伴田口先生と同じ感想を私も持つておるわけですが、要するに、公務員の給与につきましても、民間であるとするれば、団体交渉の結果さきであるところのそういう額、それを公務員の場合については、そういう手段が認められておりませんから、いわば団交権にかかわるべきものとして、人事院の勧告の制度というものが認められておる。私も勧告の立場に当たる者といいたしましては、その考え方のもとに適切な勧告をいたすべきであらう。従いまして、これによって日本の一般労働者の賃金を統制しようとか、引きずつていくとか、そういう大それた考えは私どもは——私もと申しますと、ちょっと語弊があります。ただいま新米の佐藤ということでございますから、新米の私としては、そういう考え方は持つておりません。

○田口(誠)委員 人事院としては、日本の労働者の賃金を統制するというような考え方は毛頭持つていないという御答弁でございます。心境まさにその通りであるかも知れませんが、実際的には、日本の労働者の賃金というものは、公務員の賃金が柱になっておるわけなんです。こういうことから、公務員の賃金というものは、非常に重要視されておることなんです。こ

ういうことから私はただいま御質問を申し上げたわけでございますが、ただいま総裁から御答弁のありましたその考え方の上に立つて、今後とも賃金の問題に取り組んでいただきたいというところを要望を申し上げて、具体的な事項に移つていきたいと思います。そこで、少なくとも賃金をきめる場合には、まあ食える賃金ということもありまうけれども、働いておる労働者が労働意欲を盛り上げるような形に、賃金というものは改定されていかなければならないわけでございます。私はいつもそういうことを考えておるのでございまして、国家公務員法の第一、国家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準(職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む)を確立し、職員がその職務の遂行に当り、最大の能力を発揮し得るよう、民主的な方法を、選択され、且つ、指導するべきことを定め、以て国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。と書いてあるわけなんです。従つて、現在、国家公務員は、五千円のベース・アップを要求して戦いを進めておるわけでございますが、元来、日本の賃金水準の低いというところは、今さら申し上げるまでもございせんが、少なくとも公務員労働者の人たちが五千円というベース・アップを要求しておるとなれば、この要求額に対して、どうしてそれに応じてやれるかという考え方の上に立つて、勧告を出してもらわなければならぬと思ふわけなんです。私は、この点につきましても、労働大臣に今ここで確認をいたしておきたいと

思ひますが、公務員の賃金をきめる場合に、ただいま申しましたように、国民に対する善良な奉行者である公務員が、ほんとうに能率的に喜んで作業のできる環境をつくつてやるには、どういふような方法をとるべきであるか、こういうことについて、賃金問題を含めて、労働大臣の御答弁をまず伺つておきたいと思ひます。

○大橋(憲)政府委員 先ほど来人事院総裁も言われましたごとく、賃金すなわち公務員の給与というものは、公務員の勤務の対価でありまして、同時に、公務員の生活の基礎になつておるものだと考えますので、公務員の生活が安定し、これによって公務員が能率的な仕事を安んじてできるようなものであることが必要だ、私はかように思ひます。

○田口(誠)委員 人事院の方にお伺いをいたしますが、ここ三年間は、人事院の勧告の金額をきめる場合には、官民の格差、それから物価指数の上昇率、こういうものに基づいて金額がきめられておるわけなんです。が、こういうきめ方というものは、賃金のあり方として正しいものであるかどうかというところ、私は考えなくてはお伺いしたいと思ひます。その点についてお伺いしたいと思ひます。

が、それは一万円上げるのがいいか、二万円上げるのがいいかということになりまうれば、私も個人として、はなまるくたくさん上げた方がいいに違ひないが、一方においてわれわれが責任を負つて勧告をいたします以上は、公務員諸君はもろもろのこと、国民大衆諸君の納得を得るだけのことはつきりした合理的な根拠がないと、やはり説得力がないのじゃないかということからだんだん詰めて参りますと、やはり民間給与あるいは生計費というものが基準になるというところは当然の考え方じゃないかと、一応私どもは現行国家公務員法をそういう立場から弁護しておる、こういうことでございます。

○田口(誠)委員 一応ここで給与担当の局長さんに伺つておきたいと思ひます。およそ承知はいたしておりますが、官民格差、それから物価指数のとり方について、ちよつと御説明をいたしたいと思ひます。

○瀧本(憲)政府委員 人事院で官民比較をやりますときには、従業員五十人以上の事業所におきまして、公務と大体同様の職務を遂行いたしております職員を選び出して、そしてその全平均というものが公務と——それぞれ対応しての話でございますが、公務とどれくらいの格差になつておるかというところを調べるわけでございます。去年の場合でありますと、そういうふうにして調べた結果は、三十七年四月現在で九・三%の差がある、こういうことになつたわけでありまして、物価指数等も、これは消費者物価指数が一番中心にならうと思ひますが、こういうものはわれわれとしては十分注視いたしております。ところが、われわれの方

としましては、御承知のように、標準生計費というものを算定いたしておるのでございまして、これは特に独身男子の東京における標準生計費を算定いたしまして、そして高等学校卒業の国家公務員の初級試験に合格いたした者の給与、すなわち、行政職俸給表の八等級二号俸でございますが、この金額をきめます場合に、おおむね標準生計費を見合はうように——この八等級二号俸の初任給というものは、高等学校卒業の初任給というもので二応合すべき数字でございますが、別途、ただいま申しましたように、標準生活費を算定いたしました、これとの見合いもはかる、こういうふうなやり方によって給与の算定をいたしておるわけでございます。

○田口(誠)委員 物価指数の關係は、三十七年度の四月一カ月の分ですか、三十六年度の累計ですか。

○瀧本(憲)政府委員 人事院で消費者物価の調査をいたし、これを考えますときに、大伴人事院のやり方は、四月現在の状況を考えますことから、対前年の四月の数字というふうなものを一応注視いたすわけでありまして、われわれの報告書にもその趣旨を載せておるわけでございます。

○田口(誠)委員 三十七年度の物価指数の推計というものは、どのくらいにしておられるか。

○瀧本(憲)政府委員 お話の趣旨を取り違えておりましたら再度御注意願ひたいのでございまして、三十六年から三十七年間の物価指数の上がりどれくらいかというお尋ねだろうと思ひまして……

○田口(副委員) 違います。三十六年度の物価指数を参考にしたと、こういう答弁でしたから、三十六年度はこれでわかります、出ておりますからね。ところが、三十七年度は、これは推計でなければわかりませんが、やはり政府は推計というものは持つておるわけなんです。それで、推計はどの程度に置いておられるか、それを伺っておるのです。

○瀧本政府委員 消費者物価指数という統計を総理府統計局から発表いたしておりますが、その消費者物価指数の、かりに昭和三十七年四月を一〇〇といたしますと、現在十二月までの数字が出ておりますが、全都市についていえば三・三%の上昇になっております。また、この消費者物価指数は全都市と東京と二つ示してございまして、東京の方は現在一月までわかつておりまして、昨年の四月を一〇〇といたしますれば、本年の一月は一〇・四・五、四・五%の上がり、もつとも、この消費者物価指数には季節変動もございまして、あるときは上がり、またあるときは下がるという傾向になっておりますが、ただいま申しました数字は、昨年の四月を一〇〇といたしました場合の数字を申し上げた次第でございます。

○田口(副委員) 三十七年度の公務員の賃金をきめる場合には、三十六年度の物価の上昇率は、これは当然一つの参考にしてもよろしいですけれども、三十七年度の物価の上昇率の推計の見込みを、これも入れて、そうして賃金というものをきめなければ、一年おくれになるわけなんです。それで、そう

いう方法をとられないのは、何か理由があるのですか。

○瀧本政府委員 人事院の勧告というものは、確定いたしました数字に基づいて従来やって参つたわけでございます。推計数字を用います場合も、これは非常に短い期間の推計をいたすというふうなことは、かつてやったことがあるのでありますけれども、おおよそそういう方法によりませんで、確定数字を使いますゆえんのもの、推定数字でやりました場合には、非常に不安定な要素を含んでおる。それだけ上がらない場合もあるでございましょうし、あるいはまたこえて上がる場合もあるというふうなことであります。人事院としては、これは公務の給与を勧告いたします場合には、やむを得ない方法だと考へておるのでありますけれども、やはり定期的に調査をいたしまして、そしてその民間におくれがどれくらいあるかということと比べ、また物価指数、生計費等も勘案いたしまして、これは現実な数字に基づいてやる、こういうことにいたしておる次第であります。

○田口(副委員) 政府は経済政策をとる場合には、やはり四月になつたらその年の推計というものをよそ出さなければなりません。従つて、前年度の物価指数に基づいてこの賃金を出す資料にしたいという考へ方は、従来はそうなされてきておるけれども、私はこれは妥当でないと思つてゐます。少なくとも三十七年度の賃金であるならば、三十七年度の物価の上昇率の推定も含めて、これをやはり参考になければならぬと思ふ。この点は、次の勧告のときには、こういう点も十分考へていただ

かなくってはならないと思つておるわけなんです。その点に對するところの考へ方を一つ承りたいと思つてゐます。

○瀧本政府委員 現在は、四月現在で官民給与を比較するというところに相なつております。これは何月四月という時期を特定して選んだわけではなない。従来からの経緯で三月調査をやつておつたものを四月調査に引き直したというだけのことであります。人事院で勧告いたしますのは、何年度の賃金というところで勧告いたすのではないのでございまして、民間調査をやり、それからまた公務と比較いたしました結果、どれだけの違いがあればそれを直したいという勧告であるわけにございまして、年度の賃金をこれだけにするとする趣旨の勧告ではないのでございまして、従いまして、これはいろいろな方面から批判もあり、また御指摘もあると思つておりますが、やはり人事院といたしましては、現実な資料に基づいてものを言ふということ以外にはないのではなからうか。ただ、おつたやいますようなところも十分研究いたしてみなければならぬと思つておるけれども、従来の経緯から申しますと、不確定な推定数字で勧告いたすというところになりますと、これは迫力の点から申しますと、どうも十分なものでないというふうな点もございまして、やはり現実な数字に基づきまして比較をいたし、必要がある場合には勧告をするという以外にはないのではなからうかと考へております。

○田口(副委員) 私は、官民格差を四月に置いたということについては、文句を言つておるわけではございませ

ん。これは私も、四月でとつてもいいたいという要望を、いつかるときにどなたか先生が言つたと思つてゐるのでも、この点はこだわつておりませんけれども、少なくとも三十七年度の賃金をきめる場合には、三十六年度、前の年の物価の上昇率だけで、この指数を参考にするのは、間違つておるのではないか。三十七年度の賃金をきめる場合には、三十六年度の物価の上昇率も参考になければならぬが、加えて三十七年度の上昇推計というものを含めなければならぬと思つてゐます。それで、その数字がわかるわけがないというところにつきましては、これは経済企画庁あたりではそういうような推計を立てて、いろいろな政治を行なつておるのでございまして、私は決して大きな差のあるものではないと思つてゐる。人事院の勧告が五月実施としますと、人事院の勧告が五月実施というところになつておつても、勧告されるのは八月十日というふうな時期であり、また、これを審議するの十二月に審議したということにございまして、から、万が一人事院の三十七年度の推定数字が違つておれば、これはやはり国会の場でそういう点は論議されて、修正する場合もあり得るわけなんです。から、私は、あくまでも三十七年度の賃金をきめる場合には、三十六年度の物価指数の上昇率を参考にするとはよろしいけれども、三十七年度の上昇推計も加えて、これは参考にしてもらわなければならぬものではないか。こゝろなりますと、必然的に勧告の額が高まつてくるわけなのでございまして、私はその点を主張いたしておるわけなんです。おそろくこれ以上やりとりをいたしても、ここで明快なお約束はできないと思つてゐるので、

私はこれ以上突つ込みませんけれども、今度人事院の勧告をされる場合、また審議される場合には、そういうことも頭に入れて審議をしていただきたい、検討をしていただきたい、この点を強く要望申し上げておきたいと思つてゐます。

それからただいま御答弁のございました男子十八才の初任給でございまして、これは標準生計費を基礎に置いてあるといわれておりますが、御承知のように、標準生計費といへば、端的にいへば、食える賃金ということなんです。少なくとも国家公務員を志望して国家試験に合格をし、採用してもらう場合に、ようやく食える賃金というふうなもので、どうして満足できるかということなんです。皆さん方もよく新聞なりその他でいろいろお聞きになつておられると思つてゐますが、最近民間企業の初任給、賃金ベースが高いということから、優秀な大学出で、官庁の方へ志望する人が少ない。言葉を悪く言へば、二級級の人が相当多く志望されておるというところ、いろいろ流布されておるわけなんです。私は、少なくとも国民の公僕として、善良なる奉仕者として働いてもらう公務員は、優秀な人材を集めるということに主眼を置かなければ、何事もいけなかつたと思つてゐます。そこで、私は、こゝろいふような点から、今の標準生計費によつて男子十八才の賃金をきめられるというところについては、全く不服であり、反対であるわけなんです。が、この点について、これで十分であると考へたのか、私がただいま申し上げましたような内容を考へれば、何とか考慮しなければならぬ問題では

あるというようにお考えになるのか、その点をやはりこの機会に明確にさせていただきたいと思うのです。

○佐藤(逋)政府委員 私から大まかなお答えをさせていただきたいと思いま

御指摘の給手の額をきめますについで、先ほど来話にも出ておりましたように、やはり民間の初任給とにらみ合せて、こちらの初任給をきめております。ただ、ただいまの高校卒の八等級二号でございますが、この点は、今お話のような点も考慮いたしました、民間よりも一つそれに生計費の要素を強く加えて、少し色をつけておる。色をつけておるとい言葉ははなはだあいまいでございますけれども、何百円でございますか、三百円か、色をつけている。色をつけているというのは、非常に私どもの立場としてはふさわしくない言葉で、もっと正確な表現があると思えますけれども、そういう手当をしております。先ほど来強調しております合理性、説得性という点から申しますと、まずそれで一応筋が通っているだろう、あと政策的の考慮となりますと、これはまた別であると思えます。

いうことを考えてみますと、私は、やはり公務員の方の給手は少なくとも民間の大会社の給手と匹敵するものでないか、かように考えております。また、そうした人材を寄せなければならぬし、そうした人材に国民の奉仕者として働いていただき、公務員法の第一条の第一項に書いてある目的を達成しようとするれば、やはりそういう公務員労働者の方は強い要求があり、今日の場合には大きな不満があるわけなんです。従って、人事院から勧告されるところの金額と、要求してあるところの金額とは、大きな開きがあるわけなのでございまして、私は、五十人以上の事業場という比較は、公務員の場合には当てはまらないというように考えておるわけなんです。この点について、一つお考えを承りたいと思っております。なぜ五十人以上にしたか。

○瀧本政府委員 公務の中には、五十人以上の事業場と比較するのは適当でないようなものがあるという御指摘があったわけでありまして、そういう面もあることはございまして。しかし、公務員は国民全体に奉仕するという立場にあるわけでありまして、公務員の給手をきめるときには、国民全体の納得が必要である。わが国には五十人以上の事業場も非常に多いのでございまして、また、製造業、工業以外の分野において勤務されておる方も非常に多いのでございまして。そういう中におきまして公務員の給手をきめるときは、一体どういふところを標準にしたらいいかというところは、われわれとしても従来いふん問題にしておるのでございまして、これは国会で御審議

いただまして、それが適当であるかどうかというのを御判断願うより仕方がないわけでございます。従来この問題は、場合によつたら、毎月勤労統計あたりは一般に公表されておるものでも、三十人以上の平均で数字を出しておるじゃないかという議論も出て参ります。また一方で、少なくとも公務は五百人以上と比較するのが適当である、いろいろな御議論が出て参つた中におきまして、人事院の五十人というのには、何も五十人の付近だけやるといふ意味ではございせん、これは五十人以上の事業場の全平均といふことでもございまして、まあそういうことを大體土台にして御審議いただいております。そういう経過におきまして、われわれはこの五十人というところは、そういう意味においてきまつて参つたものである、このように考えておるわけでありまして。最近の状況を申しますと、これは規模別にしまして、かえって規模の小さい事業場における給手の上昇の方が二、三年来高い傾向を示しておる。金額におきましては、規模の上下を通じて大體同等程度の平均金額の引き上げになっておりますが、これを率で見ますと、かえって規模の小さい事業場の賃金の方が引上率は高くなつておるといふ傾向もあるわけでございます。これはつけ加えて申し上げたわけでございますが、現在そういう事情によりまして、人事院の官民比較の場合における比較対象として考えます民間というものは五十人以上の平均である、このように相

とられようが、幾つか統計をとつておられることには異議はございませぬし、いろいろな参考にされるために大いにとられてよろしいと思えますけれども、ただいま御審議のありましたように、国民が納得する賃金でなければならぬという考え方からいけば、必ずしも五十人以上の事業場というより、少なくともいいわけなので、これは私は参考に申し上げるべきで、ある県庁が多額の金を使つて地方公務員の採用試験を行つたわけなんです。ところが、県庁へ入れるような人なら無条件でいいというので、全部引き抜いて回つて、県庁の方では採用試験に金を使つただけで、実際には人は残らなうんだということが、二、三年前にもあるわけなんです。それはこの事業所へ行きますとも、大體国家試験に受かつた人ならもう無条件だというのが常識であるわけなんです。従つて、国民は、五十人というより賃金の低い事業所も含めて統計を出したものを参考にしなければ納得しないというようなことは、絶対にあり得ないと思ふんです。そういう考え方は、これは非常に古い考え方だと思ふので、この点はやはり考え直してもらわなければならぬと思ふのです。これはやはり人事院の中で賃金の問題をいろいろと検討されるときに、一つの話題に乗せて検討していただきたいと思ふますが、実態はそのような状態です。公務員の労働者が賃金が高い、初任給が高いといつたとて、それで中小企業の労働者が、また国民が、非常にそれに批判を加えるというようなことはあり得ないといふことなんです。その逆に、国家試験まで受かつた人がほんとうに食える賃金、標準生計費で出されておるといふようなことは、いかにもかわいそうじゃないか、矛盾じゃないか、これを国民は今指摘をしておるわけなんです。私は、これは公務員労働者の主張を言つておるのではなくて、国民がそういうような意見を現在言つておるわけなんです。従つて、私は、もう少しこういうような点を考えていただいて、一大会社の大学出の場合には、このごろは二万四千円くらいはございまして、さういふような状況の中において、いかにも公務員労働者の賃金は安い、それから特に初任給というものは安いから、公務員というもののに対する魅力が国民から失われておる。このことは、ひいては非常に重大な問題であらうと私は思ふのです。公務員というものは、少なくとも国民の優秀な方が職場へ入つて、そしてそれぞの職務について、愉快に自分の職務を遂行してもらわなければならぬと思ふのです。不満だらけであつたり、または優秀な人が入つてくぬというやうなことをこのまゝ何年か放置するといふことは、私は日本の将来に非常に大きな禍根を残す原因の一つにならうと思ふわけなんです。この点を強く私は要望を申し上げたいと思ふます。

それから、かりに官民格差あるいは物価指数、家計調査の消費指数というものも参考にしておる金額をきめられたといつても、率からいきまして、それだけの率はきまつておりません。これは毎年そんなんですが、なぜ下回つたものをきめなければならぬのかといふことなんです。

○瀧本政府委員 ただいま御審議いただいております給手法改正案の基礎に

り一時点での給与の引き上げをすべての人員についてやるならば、そういう不均衡が起きる。だから時間をかけて、そうして漸次切りかえていくということにすれば、この俸給表の体系を是正する際に比較的うまくいくというような結論に達しまして、昨年の勧告におきましては、切りかえ日の即日における引き上げ分と最終段階におきかえものと変えざるを得なかったということでございます。しかしながら、結果的に見ますと、俸給金額それ自体の引き上げ、それに伴いまして在職者の調整をいたさなければならぬ分、また暫定手当引当分等を合算いたしてみま

えておられるのであるから、そうなれば、一つの指数が出れば、少なくともその指数までくらはいは勧告すべきであろうが、それも割引をして勧告をしておるところに、世間が言うところの、日本の労働者の賃金を統制する機関に相なっておるのではないか、政治的に動いておるのではないか、こういう批判を受けておるのですから、私は、なぜ歩引きをするのか、この点をお聞きをいたしたいと思います。これにしばらくって答えて下さい。

○藩本政府委員 昨年の官民格差は九・三％あったわけでございます。切りかえ日の即日におきまして、俸給引

賃金の特長である年功序列型賃金、これが固定的にあるんじゃないかという感じがするのです。初任給を不当に低くしておるといふことと、この問題に、私は関係があるような気がするわけです。民間の大企業においては、もはやそういうことでは現在の求人難を克服できないというので、初任給引き上げの方向にいつておるわけですが、中企業以下、特に小企業あたりでは、依然として固定的な思想があると私は思います。そういうものを改めさせるためにも、ここではつきりと人事院自体が一つの方向を打ち出すべき段階にきているんじゃないかと思えます。

ておるということではないと私は了解しておるわけであります。

○石橋(政)委員 私は、その程度の引き上げで、官民の給与の格差、特に初任給の格差が縮まるというようには考えられないわけです。この際やはり思い切つて初任給を引き上げなければ、いよいよ公務員に有為な人材を集めることは不可能になってくる、このように考えます。そういう方向で本委員会においても考えたいと思うわけですが、関連ですから、一点だけ申し上げておきたいと思ひます。

○田口(誠)委員 もう少し初任給の関係に入りますが、公務員の高校卒十八

○田口(誠)委員 それは数字の取り方で、僕の方でやりましたのは、一二・六％の開きがある。だからこの点は、あなたの方がどういう取り方をされたのか、その点はわかりませんので、これは相違点として宿題にしておきます。

それからなお、この五十人以上という、この五十人ということは、先ほど来答弁がございましたので、繰り返し私の方から申し上げますが、五十人以上という職場を対象に公務員の賃金をきめる場合に比較することは、これはやはり公務員労働者の性格からいって誤っておる。だから比較をする

ならば、私から言わすならば、大会社の労働者と比較して公務員の給与をきめてもらいたいのが、私の要望でございますので、これは言葉のやりとりになりますので、きようはその辺で、強い要求をいたしておきます。

それから次に、ただいま質疑応答にありましたように、そういう経過をたどって人事院が勧告をされたのでございますが、労働省の方では五月実施を十月実施にしたというところは、これは、私は何といつても腹に入らぬところでありまして、公務員労働者もこの点には大きな不満を持っているのですが、なぜかやらないければならなかったかというのを労働大臣から承りたいし、このような法案が出されたことは、人事院としてどう考えておられるかということも、あとから総裁の方から承りたいと思います。

○大橋國務大臣 政府といたしましては、人事院の勧告につきましては、これをどこまでも尊重をいたしたいという考えを持っておるわけでございます。従いまして、五月一日から実施しろという勧告でございますから、五月一日から実施をしたいという考えを持しまして、極力努力をいたしたのでございまして、何分にも本年度の財政のゆとりがございせんために、五月以降に要します多額の資金を得ることができません、やむを得ず十月実施ということにいたしました次第でございます。

○田口(誠)委員 五月実施を十月にしたということは、差額精算の資金をまかなうことができなかったからという理由でございますが、私は、ここで労働省の方でも人事院の方でもお伺い

をいたしたいと思ひますことは、日本でなしに、他の国で、勧告によるところの賃金を適及精算をされておる、相當さかのぼって精算をされておるという事実があると思ひますが、この点御調査なさつておられますれば、一つ御答弁をいただきたいと思ひます。

○瀧本政府委員 ただいま御質問の、各国における公務員の給与の決定状況というものは、必ずしもわが国と同様の方法によつてやつておるわけではございません。イギリスあたりの場合には、おきましては、これは公務全体について給与をきめるというふうな状況でなしに、グループ別に公務の給与の是正をはかるというふうなやり方をやつておるようでありまして、そういう場合におきましては、適及をしまして給与の改定をはかつておるという実情があるようでございます。

○田口(誠)委員 私の質問申し上げておるのは、他の国では、適及精算を一番長いところは何年くらい先までやつた実例があるかということをお聞きしたいのです。これはおわかりにならなければわからないという答弁でよろしいけれども、それをお聞きしておるのです。

○瀧本政府委員 ただいま申し上げましたように、日本と同じような状況で賃金を決定され、それを適及しておるというところはないのであります。さらに私が申し上げましたように、イギリスあたりにおきましては、グループ別にこういうクラスの給与を決定するという場合に、私の記憶では、半年ないしは一年さかのぼつたような例があるようでございますけれども、詳しい資料がございませんので、あとで提出させていただきます。

○田口(誠)委員 他の国と賃金の立て方とかいろいろ相違のある点は承知しておりますが、私は適及精算ができておるのかどうかということにしようとしておるのです。ただいま、ところによつては、グループによつては、半年なり一年というお話がございましたが、これはお調べをいただければわかりますが、イギリスだと思ひまするが、二年適及しておるところがある。これはお調べ下さい。二年適及しておるところがあると思ひます。

そこで、労働大臣にお伺いいたしたいと思ひますが、適及精算というものは、きめれば何でもその年内に適及精算の予算措置をしなければならぬ筋合いのものではないと思ひます。あまり正直に考えれば、おとておると、五月実施にしたいが、とても原資がないから十月にしたのだ、というふうになるのですが、五月実施にしておいて、昭和三十七年度の補正予算を含めた予算の中では適及精算ができません、新しく昭和三十八年度の予算の中へそういう予算を組み込んで精算をすることもあり得るわけなんです。ただいま申しましたように、イギリスあたりでは、たしか私は二年だと思ひますが、今ちょっと資料をこへ持つてきておられますので、お見せできませんが、これはあとで研究していただくとしたしまして、そういう建前をとれば、その年度内には原資がなくとも、人事院の勧告を尊重することができると思ふのです。こういうようなことも含めて考えまして、人事院は五月実施を勧告したにもかかわらず、政府は十月実施を提案したということについては、おそらく人事院の方では

御不満があらうと思ふので、率直な御意見を総裁から承りたいと思ひます。

○佐藤(通)政府委員 くだく御説明申し上げる必要はないと思ひますが、要するに、われわれの勧告が、四月の現在で民間給与と比べて、それに合致するという建前で出発しております以上は、この実施を少なくとも五月一日にさかのぼつて合致していただくことには筋が通らぬ。それがそのようにならぬというふうになりますと、これはきわめて残念でございます、不満足であります。幾らいろいろな言葉はございまいしょうけれども、決してけつこうなことをだとは思っておりません。これは当然のことだと思ひます。

○田口(誠)委員 全くその通りだと思ひます。そこで、労働大臣にお伺いをいたしたいと思ひますが、労働大臣は法律の専門家でありまして、法律の方からいろいろ言われれば、いろいろな意見がいろいろ出ますけれども、常識論でものを考えましたときに、人事院を設けました理由に、国家公務員から争議権なり団体交渉権を剥奪した、それで自分の力で交渉できることができないから、第三者の人事院に中立的な立場で賃金をきめてもらうという制度ができておるのですから、少なくともそういう経過からできた人事院が、これでいいといつて勧告したこの勧告の内容を、その他の予算の審議も含めて国会の場である修正するということはないと、思ひますけれども、政府が人事院から勧告されたものを、勝手にもう堂々と五月実施を十月実施というふうな大きな修正をして出す権限は——これは権

限という言葉が妥当か妥当でないかわかりませんが、常識的に私にはそういうことはできないはずのものだと思ふのですが、どうお考えなんですか。国会の場合にはき得ると思ふのです。

○大橋國務大臣 これは法律の議論をすれば、勧告でございますから、勧告は必ずしも政府を拘束するという法律的な拘束力を持つものではないと思ひます。従いまして、勧告の通りに政府が行動しない場合も法律的には考え得ると思ふのでございまして。しかし、実際的な常識論というふうになりますと、今お述べになりましたごとく、労働者の憲法上の権利であります労働権の一部が制限され、しかも、労働条件を確保する方法として人事院がわざわざ設けられ、その人事院が職務上の勧告をいたしたのでございまして、これは政府としては、政治的には当然その勧告に従わなければならないものであらうと考えられるのであります。しかし、他面におきまして、この勧告を実施いたしますのは非常に多額の経費が必要となるのでございまして、この経費を国の予算全体の中でいかに処理していくかということ、これもまたやはり政府としての大切な政治上の責任であらうと思ふのでございまして、そこで、現内閣といたしましては、人事院の勧告を実施しなければならぬという政治上の責任と、また国の財政を経理していかなければならぬという政治上の責任、この二つの間でいろいろ苦慮いたしました結果、提案をいたしたような結論に相なった次第なのでございまして。

○田口(誠)委員 私は、いろいろな事情で一年間だけ五月実施が十月実施に

延ばされて提案されたということであ
れば、いろいろと理由を聞く余裕を
持つておられますけれども、もうこれが
常識のように、制度化されたように
なっておるのです。これはきわめて重
大なことでないでしょうか。人事院が
五月実施というものを十月実施にする
ということが、もうあたりまえのよう
に、制度化されたような印象をわれわ
れとしては受けるわけなんです。毎年
こういう形がとられているわけですか
ら……。従つて、私は先ほど申しまし
たように、必ずしもその年度内に予算
措置ができない場合には、これは借金
をして清算をしてやるという方法もあ
り得るのです。こういう方法も決して
財政法から逸脱したものではないと思
います。その点について労働大臣に
伺つておきたいと思ひます。

○大橋国務大臣 五月一日実施の勧告
を毎年十月一日実施にしておるが、こ
れは制度のようになっておると見られ
るかもしれませんが、政府といたしま
しては、今回の勧告を実施するにつ
きましては、先ほど申し上げましたこ
とで、できるだけ五月一日から実施し
たい、またそうすべきである、こうい
う考えでいろいろと財源を検討いたし
たのでございますが、ついにやむを得
ず、十月一日実施ということにいたし
たわけでございます。

○田口(誠)委員 答弁は、努力したが
やむを得ないという答弁で、私の質問
したことに對する答弁には開きがあり
まして、非常に不満でございますが、
それでは、五月まで遅延はできないけ
れども、社会党の方から理事会でも正
式に提案をしておりましたように、そ

れでは私の方も譲るが、一カ月だけ遅
及して九月に実施したらどうだ、こう
いうことになれば、三十八年度の総予
算からいきますと、これはやはりそん
なに大きな資金を食うわけじゃないわ
けなんです。こういうことも慮ぜられ
なかつたということになりますと、私
はやはり制度化されておるというよう
な印象を受けるわけですが、どうなん
ですか。資金の大小にかかわらずその
いうことができないということであつ
たのか、その点がどうも私は割り切れ
ないわけですからして、この点は一つ
私どもの了解のできるように詳しく御
答弁をいただきたいと思ひます。

○大橋国務大臣 財政の理由でござい
ますが、私どもは、五月一日からは実
施できないということになりましたの
で、それでは十月一日からにしよう
ということにしたわけではございませ
ん。五月一日から実施ができなければ
六月一日からではいかか、それもど
うも財政上ゆとりがない。七月一日か
らではどうだ、これも工合が悪い。八
月一日からはどうだ、九月一日からは
どうだ、こまかく検討をいたしました
結果、十月一日からなら実施ができ
る、こういうことに相なつたのでござ
います。これが詳しい実情でございま
す。

○田口(誠)委員 大橋労働大臣は非常
に答弁上手にやつておつて、速記録を
読むと、まことにごもつとものように
読む者もあると思ひますが、そういう
ような考慮は十分にされておらないと
私は思ひます。それというものは、三
十八年度の総予算からいって、一カ月
さかのぼつた予算をこれにプラス・ア
ルフアしたとて、日本の予算がどう

違つて、税金がどういふふうになつて
どういふような支障があるかというこ
となんです。これはおそらく支障はあ
りません。ただ面々が、たとい一月でも
さかのぼるようなことを認めること
は、将来的にもいろいろの影響がある
というようないふことが頭の中に働いて
おつて、少ない原資であるけれども、
了解をしていただけたかと思ひます。
ですが、資金をいたしましては、そん
なに日本の三十八年度の予算を支配す
るような内容のものではないでしよ
う。そういう点で、先ほど、五月がで
きなければ六月、六月ができなければ
七月といふふうにならば、私は、そんな
にこの問題に神経を使つていただいて
あるとは思へないわけなんです。
だから、私は、原資の面からい
てできないことではないということなん
です。支障はないということなんです。
それをあなたの方ではできないとい
言われるのだから、もう少しそのでき
ない理由というものが明確にならな
ければ、やはり国家公務員はもちろ
ん、国民も納得ができないと思ひます。
また答弁上手なんだから、どういふ工
合にも答弁されると思ひますが、いず
れにしても納得のいくように答弁願ひ
たいと思ひます。

○大橋国務大臣 私は、答弁につきま
しては、別に特別に上手にするとかあ
るいは下手にするとかいうことでは
なく、御質問の事柄につきまして、誠心
誠意事実を率直に申し上げておるだけ
でございます。財源の問題は、先ほど
申し上げましたような状況でございま
す。

○田口(誠)委員 そうしますと、もう
財源がなんともならなかつた、こうい
うことなんです。それに含めて、私
は、社会党の方から提案しております
内容の勤勉手当の〇・一という問題も
ございしますが、この金額にいたしまし
ても、これはやはりそんなに予算をゆ
さぶるような金額にはなつておりませ
んの、どういふものの取り上げ方
も、やはり政府としてはあまり誠意を
示していただけないように承してお
るわけなんです。実際にいいて、そ
の原資を出そうとすればどこへどうい
うふうに支障があるのか、こういうこ
となんです。私は、それについては軍
事予算なんかを披露申し上げていろ
い指摘すれば、なるほどというふう
にわかつていただけたと思ひますが、
それはそれといたしまして、とにかく
〇・一にいたしましたも、今の一カ
月遅延にいたしましたも、そんなに三
十八年度の予算をゆさぶるような大
きな金額では全くないわけなんです。
できないはずはないわけなんです。そ
れで、できないはずのないものをでき
ない主張されることについては、何か
そこにむずかしい面があると思ひま
す、この辺をやはり明快に御答弁を
いただきたいと思います。

○山内委員 答弁の前に、ちよつと関
連してお伺ひしたいと思ひますが、
今、田口委員は、五月一日から勧告通
り実施すべきである。しかし、大臣の
方は、財政的な理由でもつてお断わり
しておる。ところが、この勧告が出さ
れましたときは、勧告の中に、昭和三
十七年分は約二百七億の所要経費を見
積もれると、所要経費はすでに二百七
億というものを提出しておるわけなん
です。ところが、大臣の方では、五月一
日やりたいのだけれども、それはでき

ない、六月はできない。そうしてだんだ
ん刻んでいって、十月ならできるとい
う根拠を明らかにしていただかない
と、私どもは、二百七億というその財
源は、人事院の権威の問題にかけて
も、勧告を政府側がけるほどの大きな
金額とは考えていない。それはもちろ
ん税収の自然の伸びもあります。この
間の産投会計には、大臣御承知の通
り、私どもの感覚では、三百五十億
という不十分なものをすでに計上され
ておる。それだけ繰り越しがあるじゃ
ありませんか。これを人事院勧告通り
やるというならば、あの産投会計のあ
いいう無理な会計を組まぬでも、二百
七億でもつて十分百何十億のおつりが
くるのであります。そういう意味で、
ただ一カ月刻みでできないというよう
なことでもなく、具体的に十月からやる
というの、どういふ意味でできるの
か、五月一日からはなぜできないの
か、私は、人事院の勧告というものの
権威のために、もう少し政府は反省し
てもらいたい、そういうことを含め
て、具体的にお伺ひしたいと思ひま
す。

○大橋国務大臣 なるほど、人事院の
勧告を実施いたしまするに必要な三十
七年度の経費は、人事院の計算では二
百億余りということに相なつておりま
す。しかしながら、公務員の給与の引
き上げということを実施することにな
りますと、人事院から勧告のありま
した一般職の国家公務員の給与だけ
はおさまらない問題でございまして、
政府といたしましては、一般職の国家
公務員の給与の引き上げをやるといた
しましたならば、これと関連いたしま
して、当然特別職国家公務員について

も同じ扱いをしなければならぬと思っております。さらにまた、地方公務員につきましても、これに準じた取り扱いがなされるのは当然であると思っております。これら諸経費を合算いたしますと、年額にいたしまして、三十七年度分は約千二百億円の多額に上るのでございまして、二百億円というものは、そのうちのきわめて一部にすぎないわけでございします。従いまして、三十七年度の全体の財政計画というものに非常に大きな関係があるのでございまして、ことにこの勧告を政府が受け取りました当時におきましては、今年度の問題につきまして、石炭対策その他、昨年暮れ御審議をいただきました第一次補正予算に表われました諸支出、さらに今回の第二次補正予算に表われております諸経費、こういった重要な施策等の関係もございまして、五月一日実施に要する千二百億の財源を捻出することは至難のことである、かように考えた次第でございします。

○山内委員 関連質問でありますから、また日をあらためてこの問題はよく伺いたいと思ひます。

もちろん、地方公務員について交付税で見えなければならぬことは、私もよく承知してあります。ただ、前回、今回ともに、五月実施というものを十月にやらざるを得ない、この予算の編成は、私もいささか承知しております。確かに、五月にさかのぼって実施を勧告されて、十二月の審議で、しかも会計年度の大部分を予算の組みかえをするというこの技術的な問題については、私も再検討する必要があるかと思ひます。従つて、これはこの次によく

お伺いしたいと思ひますけれども、人事院の勧告そのものが、五月一日にさかのぼる勧告をするということがはたしてどういふものか、予算編成をする大臣にとつても、これは大へんなことだと思ひます。その点は同意をしておきます。ただ、公務員の生活の事情に合せて、しかも、勧告に、こういう穴のあかないようにするためにどういふふうにしたらいいか、この点については、またあらためて総裁の意見もお伺いしたいと思ひます。きよりはこれでやめます。

○田口(誠)委員 質問の終了時間の約束もございしますので、きよりはきわめて抽象的な質問だけに終わりましたが、まだ他の先生方が、具体的な面について基本的な面についても、質疑が残っておりますので、私はきよりはこれで質問を終わりたいと思ひます。

ただ最後に申し上げておきたいと思ひますことは、今山内先生の方からも話のありましたように、とにかく五月実施を十月実施にして、それを適度計算するのは一年だから、毎年十月なんだから——去年は十月だった。今年は十一月、来年は十二月、こういうことじゃないんだから、五月に勧告して十月実施ということが制度化されたような格好になつておるので、これは人事院の性格からいつても、勧告の内容からいつても、これを削ることは妥当でないもので、一年間だけ五月からということになれば、原資は一年間の原資だけですから、ぐるぐる、ぐるぐると五月から五月が毎年つき回るわけですから、そんなに国の財政に毎年々々大きく影響を及ぼすというような内容では絶対ありません。こういうような点につ

いても、今後は政府としても十分に考え直していただきたいし、私は、今までの賃金の質問のときと違つた内容のことをテーマとして申し上げてありますので、人事院においても、賃金を検討される場合には、資料のとり方その他につきましても十分に配慮いただきたい、私の要望申しましたようなことが達成できるように強く要望申し上げます。きよりの質問は終わらしていただきます。と思ひます。

○永山委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、来たる二十一日午前十時半理事会、十時四十五分委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時五分散会

〔参照〕

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国民の祝日等に関する法律

第二条の成人の日の項の次に次のように加える。

建国記念日 二月十一日 建国を記念し、国を愛する心を養う。

第二条のこどもの日の項の次に次のように加える。

お盆の日 七月十五日 たがい

に生存を祝ひ、先人に感謝する。

第二条の秋分の日項の次に次のように加える。

体育の日 十月の第一土曜日

スポーツを愛好し、健康な心身をつちかい、明るい生活をたたえ

る。

第三条の次に次の二条を加える。

第四条「国民の祝日」には、国旗を掲げるものとする。

第五条 日曜日が「国民の祝日」に当たるときは、その翌日は、休日とする。

附 則

1 この法律は、昭和三十九年一月一日から施行する。

(民事訴訟法の一部改正)

2 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五百三十九条第一項中「祝祭日」を「休日」に改める。

(船員法の一部改正)

3 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七十六条中「祝祭日の休日」を「国民の祝日等に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)の規定による休日」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

4 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日」を「国民の祝日等に関する法律(昭和

二十三年法律第百七十八号)第三

条に規定する休日及び同法第五条に規定する休日(第十四条第四項ただし書又は第五項の規定により日曜日以外の日を勤務を要しない日と定められている職員にあつては、政令で定める日)に改める。

(勲章制度安定法の一部改正)

5 勲章制度安定法(昭和二十六年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「祝日」を「国民の祝日等に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日」に改める。

6 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「国民の祝日」を「国民の祝日等に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日」に改める。

理 由

国民の祝日として新たに建国記念日、お盆の日及び体育の日を加えるとともに、国民の祝日には国旗を掲げることとし、また、日曜日が国民の祝日に当たるときはその翌日を休日とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、旧金鰯勲章年金受給者のかつて受けていた経済的処遇が失われ、かつ、高齢者については生活能力が低下している状況にかんがみ、その処遇の改善を図るため、特別の措置として一時金を給することに関し、定めるものとする。

(一時金の受給権者)

第二条 昭和二十年十二月三十一日において旧金鰯勲章年金令(明治二十七年勅令第百七十三号)による年金(同令第三条の規定によるものを除く)を受ける権利を有していた者で次の各号に掲げるもの(以下「旧年金受給者」という。)には、一時金を給する。

一 この法律の施行の際に、六十歳以上の者で日本の国籍を有するもの

二 この法律の施行後に六十歳に達した者でその達した時に日本の国籍を有するもの

(一時金の額)

第三条 一時金の額は、七万円とする。

(認定)

第四条 一時金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行なう。

(一時金を受けることができない者)

第五条 旧年金受給者で、昭和二十一年一月一日からこの法律の施行の日(第二条第二号に掲げる者については、その者が六十歳に達した日)の前日までの間に死亡又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたものには、一時金を給しない。

(一時金を受ける権利の受給)

第六条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき一時金であつて、その者の死亡前に支給してないものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に一時金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。

3 前二項の場合において、同順位

の相続人が数人あるときは、その一人のした一時金の請求又はその支給の請求は、全員のための全額につきしたものとみなし、その一人に対してした一時金を受ける権利の認定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

(異議申立期間)

第七条 一時金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)第四十五条の期間は、その処分

の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(時効の中断)

第八条 一時金に関する処分についての異議申立ては、時効の中断に

ついては、裁判上の請求とみなす。

(時効)

第九条 一時金を受ける権利は、四年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(受給権の保護)

第十条 一時金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税等)

第十一条 一時金については、その支給を受けた金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

2 一時金に関する書類には、印紙税を課さない。

(資金の交付)

第十二条 内閣総理大臣は、一時金の支給に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

(政令への委任)

第十三条 この法律に規定するもののほか、一時金の請求、認定及び支給その他この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(一時金の支給の開始時期)

2 この法律の規定に基づく一時金は、昭和三十八年四月一日からその支給を始めるものとする。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 旧金鰯勲章年金受給者に給する一時金に関すること。

第六条第二項中「第二十号」を「第二十一号」に改める。

理由

旧金鰯勲章年金受給者のかつて受けていた経済的処遇が失われ、かつ、高齢者については生活能力が低下している状況にかんがみ、その処遇の改善を図るため、特別の措置として一時金を給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約四億四千万円の見込みである。

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「二十五億円」を「三十五億円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理由

北海道東北開発公庫の資本金を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二十六十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表中国民生活向上対策審議会

の項の次に次のように加える。

経済企画庁長官の諮問

國民經濟計算審議会の改定に關する重要事項を調査審議すること。

第十五条中「五百六十四人」を「五百七十八人」に改める。

附則第二項の次に次の一項を加える。

第十四条第一項の表に掲げる附屬機關のうち、國民經濟計算審議會は、昭和四十年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 経済企画庁の定員は、改正後の経済企画庁設置法第十五条の規定にかかわらず、昭和三十八年九月三十日までの間は、五百七十九人とする。

理由

経済企画庁に、附屬機關として國民經濟計算審議會を設置し、及び經濟企画庁の職員を增加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生省設置法及び國立光明寮設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法及び國立光明寮設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「一、事務出張所」を「地方医務局」に改める。

第二十二條第五項中「看護婦」の下に「並びに心身に障害のある者」に対して医学的管理の下に行なわれる機能回復訓練又は職能訓練の業務に従事する者」を加える。

第二十七条の二に次の一項を加える。

3 国立精神薄弱児童施設に精神薄弱児の保護及び指導の事務に従事する職員を養成所を附置することが出来る。養成所に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三十条中「医務出張所」を「地方医務局」に改める。

第一款 地方医務出張所を「第一款 地方医務局」に改める。

第三十一条中「医務出張所」を「地方医務局」に改める。

第三十二条中「医務出張所」を「地方医務局」に改め、同条の表中「北海道医務出張所」を「北海道地方医務局」に、「東北地方医務出張所」を「東北地方医務局」に、「関東信越医務出張所」を「関東信越地方医務局」に、「東海北陸地方医務出張所」を「東海北陸地方医務局」に、「近畿医務出張所」を「近畿地方医務局」に、「中国医務出張所」を「中国地方医務局」に、「四国医務出張所」を「四国地方医務局」に、「九州医務出張所」を「九州地方医務局」に改める。

第三十三条中「医務出張所」を「地方医務局」に改める。

第三十八条の表中「四九、〇六四人」を「四九、五二〇人」に、「四九、六三三人」を「五〇、〇八九人」に改める。

(国立光明寮設置法の一部改正)

第二条 国立光明寮設置法(昭和二十三年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び兵庫縣」を、兵庫縣及び北海道に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律中附則第二項の規定は公布の日から、第一条及び附則第三項の規定は昭和三十八年四月一日から、第二条の規定は昭和三十九年一月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部を改正する法律の一部改正)

2 厚生省設置法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和三十八年五月十五日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

3 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「医務出張所」を「地方医務局」に改める。

理由

医務出張所を地方医務局と改称し、厚生省本省の職員を改め、国立光明寮を北海道に設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律

科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 宇宙の利用を推進すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

第七条の二に次の二号を加える。

五 宇宙の利用の推進に關すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

六 国立防災科学技術センターに關すること。

第八条第二号及び第十四条第三項中「航空技術研究所」を「航空宇宙技術研究所」に改める。

第十六条中「航空技術研究所」を「航空宇宙技術研究所」に、「放射線医学総合研究所」を「放射線医学総合研究所」に、「放射線医学総合研究所」を「放射線医学総合研究所」に改める。

「放射線医学総合研究所」を「放射線医学総合研究所」に改める。

「放射線医学総合研究所」を「放射線医学総合研究所」に改める。

「放射線医学総合研究所」を「放射線医学総合研究所」に改める。

「放射線医学総合研究所」を「放射線医学総合研究所」に改める。

第十七条(見出しを含む)中「航空技術研究所」を「航空宇宙技術研究所」に改め、同条第一項及び第二項中「航空技術」の下に「及び宇宙科学技術」を加える。

第二十一条中「千五百七十一人」を「千七百五十一人」に改め、同条を第二十四条とし、第二十条を第二十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(地方支分部局)

第二十一条 科学技術庁に、地方支分部局として、水戸原子力事務所を置く。

(水戸原子力事務所)

第二十三条 水戸原子力事務所は、原子炉に關する規制に關する事務その他の原子力局の所掌事務の一部を分掌し、その管轄区域は、茨城県とする。

2 水戸原子力事務所は、水戸市に置く。

3 水戸原子力事務所の内部組織は、総務府令で定める。

第十九条の次に次の一条を加える。

(国立防災科学技術センター)

第二十条 国立防災科学技術センターは、防災科学技術(天災地震その他自然現象により生じる災害を未然に防止し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及びこれらの災害を復旧することに關する科学技術)をい。

以下同じ。に關し、次に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 試験研究のため必要な施設及び設備であつて、関係行政機関に重複して設置することが、多額の経費を要するため、適當でない認められるものを設置して、これを関係行政機関の共用に供すること。

二 関係行政機関の要請に応じ、職員を派遣してその行政機関の研究及び試験に協力すること。

三 多数部門の協力を要する総合的な研究及び試験並びに各種研究に共通する基礎的な研究及び試験を行なうこと。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

四 委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

五 第三号に掲げる研究及び試験を効率的かつ計画的に推進するための基礎的な調査を行なうこと。

六 内外の資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。

七 委託に応じ、研究者及び技術者の養成訓練を行なうこと。

(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

2 国立防災科学技術センターの施設及び設備は、防災科学技術の向上を図るため特に必要があると認められるときに限り、国の行政機関でないものに使用させることができる。

3 国立防災科学技術センターは、東京都に置く。

4 国立防災科学技術センターの内部組織は、総務府令で定める。

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第二十条を第二十一条とし、同条の次に二条を加える改正規定のうち、水戸原子力事務所に關する部分の規定は、昭和三十八年十月一日から施行する。

理由

科学技術庁の権限に宇宙の利用を推進することに加え、同庁に附屬機関として国立防災科学技術センターを、地方支分部局として水戸原子力事務所を新設するとともに、同庁の職員を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	87,300	64,100	44,100	30,800	22,700	17,600	14,600	10,300
2	90,500	67,300	46,500	32,900	24,600	19,100	15,600	10,700
3	93,700	70,500	48,900	35,000	26,500	20,700	16,600	11,100
4	96,900	73,700	51,400	36,700	28,400	22,400	17,600	11,600
5	100,100	76,900	53,900	38,400	30,300	24,100	19,100	12,100
6	103,300	80,100	56,400	40,000	32,200	25,800	20,600	12,800
7	106,500	83,300	59,000	41,700	34,100	27,500	22,100	13,700
8	109,700	86,400	61,600	43,400	35,600	29,200	23,600	14,600
9	112,900	89,500	64,200	45,200	37,100	30,900	25,100	15,500
10		91,900	66,700	47,000	38,400	32,300	26,500	16,400
11		93,800	68,700	48,800	39,500	33,500	27,600	17,300
12		95,300	70,700	50,600	40,400	34,300	28,700	18,300
13		96,800	72,500	52,400	41,300	35,100	29,800	19,300
14			74,000	54,200	42,000	35,800	30,500	20,300
15				55,800	42,700	36,500	31,100	20,900
16				57,300	43,400	37,200		21,400
17				58,600	44,100			21,900
18				59,700				

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	24,000	17,700	14,800	10,600	8,600
2	25,500	18,800	15,800	11,200	9,000
3	27,100	19,900	16,800	11,800	9,400
4	28,700	21,300	17,700	12,500	9,900
5	30,300	22,700	18,600	13,200	10,500
6	31,800	24,000	19,600	14,000	11,100
7	33,300	25,300	20,700	14,800	11,700
8	34,600	26,600	21,800	15,600	12,300
9	35,900	27,900	22,900	16,500	13,000
10	37,100	29,100	23,800	17,400	13,700
11	38,000	30,200	24,700	18,100	14,400
12	38,900	31,300	25,500	18,700	15,000
13	39,800	32,200	26,300	19,300	15,600
14	40,700	33,100	27,000	19,900	16,100
15	41,500	34,000	27,700	20,600	16,600
16	42,300	34,600	28,400	21,300	17,100
17	43,100	35,100	29,100	22,000	17,600
18	43,800	35,600	29,700	22,700	18,100
19	44,500	36,100	30,200	23,300	18,600
20	45,200	36,600	30,600	24,000	19,100
21	45,900	37,100	31,000	24,600	19,700
22	46,500	37,600	31,400	25,200	20,400
23	47,100	38,100	31,800	25,800	21,100
24	47,700	38,600	32,200	26,300	21,800
25	48,200	39,100	32,600	26,800	22,500
26	48,700			27,200	23,100
27					23,700
28					24,200
29					24,700
30					25,100

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	53,900	44,100	35,000	26,500	20,700	16,600	11,400
2	56,400	46,500	36,700	28,400	22,400	17,600	12,000
3	59,000	48,900	38,400	30,300	24,100	19,100	12,500
4	61,600	51,400	40,000	32,200	25,800	20,600	13,000
5	64,200	53,900	41,700	34,100	27,500	22,100	13,700
6	66,700	56,400	43,400	35,600	29,200	23,600	14,600
7	68,700	58,500	45,200	37,100	30,900	25,100	15,500
8	70,700	60,100	47,000	38,500	32,700	26,500	16,400
9	72,500	61,700	48,800	40,000	34,200	27,900	17,300
10	74,000	63,000	50,600	41,200	35,100	29,300	18,300
11		64,300	52,400	42,300	35,900	30,600	19,600
12		65,600	54,200	43,200	36,700	31,400	20,900
13		66,900	55,800	44,100	37,500	32,100	21,600
14			57,300	44,800	38,200	32,700	22,200
15			58,600	45,500	38,900	33,300	22,800
16			59,700				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	53,900	44,100	35,000	22,800	16,600	13,600	12,200
2	56,400	46,500	36,700	24,600	17,700	14,600	12,600
3	59,000	48,900	38,400	26,500	19,200	15,600	13,000
4	61,600	51,400	40,000	28,400	20,800	16,600	13,600
5	64,200	53,900	41,700	30,300	22,500	17,700	14,600
6	66,700	56,400	43,400	32,200	24,200	19,200	15,600
7	68,700	58,500	45,200	34,300	25,900	20,700	16,600
8	70,700	60,100	47,000	36,000	27,600	22,300	17,700
9	72,500	61,700	48,800	37,700	29,300	23,900	19,200
10	74,000	63,000	50,600	39,400	31,000	25,500	20,700
11		64,300	52,400	41,000	32,600	27,100	22,300
12		65,600	54,200	42,300	34,000	28,700	23,900
13		66,900	55,800	43,200	35,300	30,300	25,500
14			57,300	44,100	36,800	32,000	27,100
15			58,600	44,800	37,300	33,400	28,700
16			59,700	45,500	38,300	34,500	30,300
17				46,200	39,300	35,500	31,600
18				46,900	40,300	36,400	32,800
19				47,600	41,100	37,200	33,700
20				48,300	41,900	38,000	34,600
21				49,000	42,600	38,800	35,300
22					43,300	39,500	36,000
23					44,000	40,200	36,700
24					44,700	40,900	37,400
25					45,400	41,600	38,000
26						42,300	38,600
27						43,000	39,200
28							39,800
29							40,400

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	53,900 ^円	44,100 ^円	35,000 ^円	26,500 ^円	20,700 ^円	16,600 ^円	11,700 ^円	9,500 ^円
2	56,400	46,500	36,700	28,400	22,400	17,600	12,300	10,000
3	59,000	48,900	38,400	30,300	24,100	19,100	12,800	10,500
4	61,600	51,400	40,000	32,200	25,800	20,600	13,600	11,100
5	64,200	53,900	41,700	34,100	27,500	22,100	14,400	11,700
6	66,700	56,400	43,400	35,600	29,200	23,600	15,400	12,300
7	68,700	58,500	45,200	37,100	30,900	25,100	16,400	12,800
8	70,700	60,100	47,000	38,500	32,700	26,500	17,400	13,300
9	72,500	61,700	48,800	40,000	34,200	27,900	18,700	14,200
10	74,000	63,000	50,600	41,200	35,100	29,300	20,100	15,200
11		64,300	52,400	42,300	35,900	30,600	21,500	16,200
12		65,600	54,200	43,200	36,700	31,400	22,900	17,200
13		66,900	55,800	44,100	37,500	32,100	24,200	18,400
14			57,300	44,800	38,200	32,800	25,500	19,600
15			58,600	45,500	38,900	33,500	26,500	20,700
16			59,700		39,600	34,200	27,400	21,700
17					40,300	34,800	28,300	22,600
18						35,400	29,000	23,500
19						36,000	29,700	24,300
20							30,300	25,100
21							30,900	25,900
22							31,500	26,500

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	47,400 ^円	35,500 ^円	26,000 ^円	18,200 ^円	12,300 ^円
2	50,000	38,100	28,300	19,500	12,700
3	52,600	40,700	30,600	20,800	13,400
4	55,200	43,300	32,900	22,100	14,300
5	57,800	45,400	35,100	23,900	15,600
6	60,400	47,300	37,300	25,700	16,900
7	63,000	49,100	39,500	27,500	18,200
8	65,500	50,900	41,700	29,300	19,300
9	68,000	52,700	43,300	31,100	20,400
10	70,500	54,500	44,500	32,900	21,500
11	72,600	56,300	45,700	34,400	22,900
12	74,200	57,900	46,700	35,800	24,300
13	75,700	59,200	47,700	37,100	25,600
14	77,000	60,500	48,600	38,000	26,800
15	78,300	61,600	49,500	38,800	28,000
16	79,600			39,600	29,200
17	80,900			40,400	30,200
18					31,200
19					32,100
20					32,700
21					33,300

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の 等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額
1	25,700	18,800	13,900	10,300
2	27,600	19,900	14,800	10,800
3	29,500	21,100	15,800	11,300
4	31,400	22,300	16,800	11,900
5	33,200	24,000	17,800	12,500
6	34,900	25,700	18,800	13,100
7	36,500	27,400	19,900	13,900
8	38,100	29,100	21,000	14,700
9	39,100	30,700	22,100	15,500
10	40,100	32,300	23,500	16,400
11	41,100	33,700	24,900	17,400
12	42,100	35,000	26,200	18,400
13	43,100	36,300	27,300	19,400
14	44,100	37,100	28,400	20,400
15	45,100	37,800	29,400	21,400
16	46,000	38,500	30,400	22,300
17	46,900	39,200	31,400	23,200
18	47,800	39,800	32,400	24,100
19	48,700	40,400	33,100	24,900
20	49,600	41,000	33,700	25,700
21	50,400	41,600	34,300	26,500
22	51,200	42,200	34,900	27,300
23	52,000		35,500	28,100
24				23,700

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の 等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額	6 等 級 俸 給 月 額
1	87,300	43,700	31,400	25,900	16,300	12,100
2	90,500	46,400	33,800	28,200	17,500	12,800
3	93,700	49,100	36,300	30,500	18,700	13,800
4	96,900	51,800	38,900	32,700	20,100	14,800
5	100,100	54,500	41,600	34,900	21,800	15,900
6	103,300	57,100	43,700	37,100	23,500	17,000
7	106,500	59,700	45,700	39,300	25,300	18,300
8	109,700	62,300	47,700	41,100	27,200	19,900
9	112,900	64,900	49,600	42,800	29,100	21,600
10		67,500	51,500	44,400	31,000	23,300
11		70,100	53,400	46,000	32,800	25,000
12		72,700	55,300	47,600	34,600	26,800
13		75,400	57,200	49,200	36,400	28,600
14		78,100	59,100	50,800	37,600	30,200
15		80,800	61,000	52,400	38,700	31,800
16		83,000	62,800	54,000	39,800	33,300
17		85,100	64,500	55,600	40,900	34,300
18		87,200	66,100	57,200	42,000	35,300
19		89,200	67,500	58,700	43,100	36,300
20		91,200	68,900	60,100	44,100	37,200
21		93,100	70,100	61,400	45,100	38,100
22		95,000	71,300	62,700	46,000	38,900
23		96,800		63,900	46,900	39,700
24				65,000	47,800	40,500
25				66,000	48,700	41,300
26						42,000

備考(一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	36,900	16,300	11,100
2	38,600	17,300	11,600
3	40,300	18,300	12,100
4	42,100	19,400	12,800
5	43,900	21,000	13,600
6	45,700	22,600	14,500
7	47,700	24,300	15,500
8	49,700	26,100	16,600
9	51,700	28,000	17,700
10	53,700	29,900	18,900
11	55,800	31,800	20,500
12	57,900	33,700	22,100
13	60,000	35,500	23,800
14	62,000	36,900	25,400
15	64,000	38,300	27,000
16	66,000	39,700	28,600
17	68,000	41,200	30,200
18	69,700	42,700	31,700
19	71,300	44,100	33,200
20	72,700	45,800	34,100
21	74,100	47,500	34,900
22	75,400	49,200	35,700
23	76,600	50,900	36,500
24		52,800	37,100
25		54,700	37,700
26		56,500	38,300
27		58,300	38,900
28		59,600	39,500
29		60,900	
30		62,200	
31		63,400	
32		64,500	
33		65,600	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	29,300	12,800	11,100
2	31,200	13,900	11,600
3	33,100	15,000	12,100
4	34,900	16,300	12,800
5	36,300	17,200	13,600
6	37,700	18,100	14,500
7	39,200	19,100	15,400
8	40,700	20,600	16,400
9	42,400	22,100	17,400
10	44,100	23,600	18,500
11	45,800	25,400	19,900
12	47,500	27,300	21,300
13	49,200	29,200	22,800
14	50,900	31,100	24,300
15	52,800	32,900	25,700
16	54,700	34,700	27,100
17	56,500	36,000	28,200
18	58,300	37,300	29,300
19	59,600	38,600	30,300
20	60,900	39,900	31,000
21	62,200	41,200	31,700
22	63,400	42,500	32,300
23	64,500	43,700	
24	65,600	44,900	
25	66,500	46,100	
26	67,400	47,300	
27		48,500	
28		49,600	
29		50,700	
30		51,800	
31		52,800	
32		53,800	
33		54,700	
34		55,500	
35		56,300	
36		57,100	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	70,000	36,300	25,900	17,300	12,800
2	72,600	38,900	28,200	18,300	13,900
3	75,300	41,600	30,500	19,400	15,100
4	78,000	43,700	32,700	21,000	16,300
5	80,700	45,900	34,900	22,600	17,300
6	82,900	48,100	37,100	24,300	18,300
7	85,000	50,300	39,300	26,100	19,400
8	87,200	52,400	41,600	28,000	21,000
9	89,200	54,500	43,700	29,900	22,600
10	91,200	57,100	45,700	31,800	24,300
11	93,100	59,700	47,700	33,700	26,100
12	95,000	62,300	49,600	35,500	27,700
13	96,900	64,900	51,500	36,900	29,300
14		67,500	53,400	38,300	30,900
15		70,100	55,300	39,700	32,500
16		72,700	57,200	41,200	34,100
17		75,400	59,100	42,700	35,100
18		78,100	61,000	44,100	36,100
19		80,800	62,800	45,800	37,000
20		83,000	64,500	47,500	37,900
21		84,800	66,100	49,200	38,800
22			67,500	50,900	39,700
23			68,900	52,800	40,600
24			70,100	54,700	41,500
25				56,500	42,400
26				58,300	43,300
27				59,600	
28				60,900	
29				62,200	
30				63,400	
31				64,500	
32				65,600	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師及び助手に適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	87,300	40,500	24,800	15,100	12,100	10,300
2	90,500	42,500	26,800	16,300	12,900	10,700
3	93,700	44,500	28,900	17,500	13,900	11,100
4	96,900	46,500	31,000	18,700	14,900	11,600
5	100,100	48,600	33,100	20,500	16,000	12,100
6	103,300	50,700	35,200	22,300	17,100	12,900
7	106,500	53,000	37,300	24,100	18,400	13,900
8	109,700	55,400	38,800	25,900	20,000	14,900
9	112,900	58,500	40,300	27,800	21,700	15,900
10		61,600	41,800	29,700	23,400	16,900
11		64,700	43,300	31,700	25,100	17,900
12		67,800	44,800	33,600	26,900	19,000
13		70,900	46,300	35,500	28,700	21,100
14		74,000	47,800	36,900	30,500	21,200
15		77,100	49,300	38,300	32,300	21,800
16		80,200	50,800	39,700	33,700	22,400
17		82,800	52,200	41,100	34,800	23,000
18		85,400	53,600	42,500	35,800	
19		87,300	55,000	43,900	36,800	
20		88,900	56,400	45,100	37,800	
21		90,400	57,600	46,300	38,700	
22		91,900	58,800	47,500	39,500	
23			60,000	48,500	40,300	
24			61,000	49,400	41,100	
25			62,000	50,300	41,800	
26				51,200	42,500	
27				52,000		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	87,300	58,600	41,600	31,400	18,700
2	90,500	61,100	43,900	33,800	20,100
3	93,700	63,600	46,400	36,300	21,800
4	96,900	66,100	48,900	38,900	23,500
5	100,100	68,600	51,400	41,600	25,900
6	103,300	71,100	53,800	43,700	28,200
7	106,500	73,700	56,200	45,700	30,500
8	109,700	76,300	58,600	47,700	32,700
9	112,900	78,900	61,000	49,600	34,900
10		81,500	63,400	51,500	37,100
11		83,500	65,800	53,400	39,300
12		85,500	68,200	55,300	41,100
13		87,200	70,000	57,200	42,800
14		88,900	71,700	58,700	44,400
15		90,400	73,200	60,200	46,000
16		91,900	74,700	61,600	47,600
17			76,100	63,000	49,200
18			77,500	64,300	50,600
19			78,800	65,500	52,000
20				66,600	53,300
21				67,700	54,500
22					55,500
23					56,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	47,900	34,500	20,900	14,600	12,100	10,700
2	50,600	36,500	22,800	15,600	12,800	11,100
3	53,300	38,500	24,700	16,600	13,700	11,600
4	56,000	40,400	26,600	17,600	14,600	12,100
5	58,700	42,300	28,500	19,100	15,600	12,800
6	61,400	44,200	30,400	20,600	16,600	13,700
7	64,000	46,100	32,300	22,100	17,600	14,600
8	66,000	47,900	34,200	23,800	18,900	15,500
9	68,000	49,700	35,700	25,500	20,300	16,200
10	69,600	51,500	37,200	27,300	21,700	16,800
11	71,200	53,200	38,600	29,100	23,100	17,400
12	72,700	54,600	39,800	30,700	24,600	18,000
13	74,000	55,900	40,800	32,100	26,100	18,500
14		57,000	42,000	33,200	27,400	
15		58,100	42,900	34,000	28,500	
16		59,200	43,800	34,800	29,500	
17			44,600	35,600	30,200	
18			45,400	36,400	30,800	
19				37,200	31,400	
20				38,000	32,000	
21				38,700		
22				39,400		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	27,900 ^円	20,500 ^円	13,900 ^円	11,100 ^円
2	29,900	22,200	14,800	11,700
3	31,900	24,100	15,700	12,400
4	33,900	26,000	16,600	13,100
5	35,500	27,800	17,600	13,900
6	37,000	29,600	18,900	14,700
7	38,400	31,400	20,300	15,600
8	39,800	33,100	21,700	16,500
9	41,200	34,500	23,100	17,400
10	42,500	35,600	24,500	18,500
11	43,800	36,700	25,700	19,600
12	45,100	37,500	26,800	20,600
13	46,400	38,300	27,900	21,400
14	47,600	39,000	28,800	22,200
15	48,800	39,700	29,400	22,900
16	49,700	40,400	30,000	23,400
17	50,600	41,100	30,600	23,900
18	51,500	41,800	31,200	
19	52,300	42,500		
20	53,100	43,100		
21	53,900	43,700		
22	54,700			
23	55,500			
24	56,300			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

8 (旧号俸を受けていた期間の特例)
附則別表第八に掲げられている号俸と号数を同じくする旧号俸を受ける職員に対する附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、これらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは、「旧号俸を受けていた期間に三月を加えた期間」とする。

9 切替日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員のうち附則第三項に規定する俸給月額又は附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額に相当する額の俸給月額を受ける職員についての当該俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸は、人事院の定めるところによる。

10 昭和三十三年四月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事院が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員が附則第三項に規定する俸給月額又は附則

第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額を受ける職員である場合における当該俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

11 切替日から昭和三十八年六月三十日までの間は、法第八条第三項及び第四項中「号俸」とあるのは、「号俸又は一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第 号)附則第三項に規定する俸給月額若しくは附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額に相当する額の俸給月額」と読み替へるものとする。

12 附則第三項、附則第五項、附則第六項、附則第九項若しくは附則第十項又は前項の規定により読み替へられた法第八条第三項若しくは第四項の規定により、附則第三項の規定による俸給月額若しくは附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額又はこれらに相当する額の俸給月額を受ける職員の切替日から昭和三十八年六月三十日までの間における法第八条第七項の規定の適用については、人事院規則で定める

に対応する一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号。以下「昭和三十三年改正法」という。)附則第十八項から附則第二十項までの規定による暫定手当の月額が改正前の法の規定により受けていた号俸又は俸給月額に對應する改正前の昭和三十三年改正法附則第十七項から附則第十九項まで、附則第二十一項若しくは附則第二十二項の規定又は改正前の一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百七十六号)附則第十五項の規定による暫定手当の月額(以下「旧暫定手当月額」という。)に達しないこととなる期間がある職員(昭和三十三年改正法附則第二十一項の規定の適用を受ける職員を除く。)については、その達しないこととなる期間に係る旧暫定手当月額をもつて、その者のその期間に係る昭和三十三年改正法附則第十八項から附則第二十項までの規定による暫定手当の月額とみなす。

13 切替日から施行日の前日までの間に、この法律の規定により受けることとなつた号俸又は俸給月額

14 施行日の前日における職員の旧暫定手当月額(次項及び昭和三十三年改正法附則第二十四項の規定の適用を受ける職員にあつては、これらの規定の適用がなかつたものとした場合にその者が受ける旧暫定手当月額。以下この項において同じ。)が同日における昭和三十三年改正法附則第十八項から附則第二十項までの規定によるその者の暫定手当の月額をこえるときは、その者(昭和三十三年改正法附則第二十一項の規定の適用を受ける者を除く。)の暫定手当の月額は、これらの規定による暫定手当の月額が施行日の前日における旧

暫定手当月額(施行日以降支給地域の区分を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該當する場合にあつては、人事院の定める額)に達するまで、その差額を同法附則第十八項から附則第二十項までの規定による暫定手当の月額に加算した額とする。

15 切替日において改正前の昭和三十三年改正法附則第二十六項の規定による暫定手当を支給されていた職員に対しては、昭和三十三年改正法附則第十六項及び附則第十七項の規定にかかわらず、切替日以降、その者が改正前の昭和三十三年改正法附則第二十六項本文の規定の適用を受けるに至つた日の昭和三十三年の応当日の前日までの間、その者が同項本文の規定の適用を受ける直前に在動していた地域に在動するものとした場合に支給されることとなる暫定手当を支給する。ただし、当該職員が同日までの間にさらに在動する地域を異にして異動した場合における当該職員の暫定手当の支給については、人事院の定めるところによる。

16 (勤勉手当の額の特例)
昭和三十三年十二月十五日において改正前の法の規定に基づいて支払われた職員の期末手当及び勤勉手当の額の合計額が改正後の法の規定によりその者が同日に支給されることとなる期末手当及び勤勉手当の額の合計額をこえるときは、改正後の法の規定により同日に支給されるその者の勤勉手当の額は、その差額を改正後の法の規

定による勤勉手当の額に加算した額とする。

17 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。

18 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

19 改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正前の法の規定に基づいて支払われた勤勉手当のうち改正後の法の規定により支給されることとなる勤勉手当の額をこえる部分は、改正後の法の規定により支給されることとなる期末手当の内払とみなす。

20 一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「以下第十四項及び第十五項において「昭和三十三年改正法」という。」を削る。
附則第十四項及び附則第十五項を削り、附則第十六項から附則第十九項までを二項ずつ繰り上げる。

附則別表第一 行政職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 行政職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の 等級 旧号俸 区分	4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級			8 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円
1	1	3	30,000	1			1			1			1		
2	2	6	31,600	2	3	24,100	2	3	18,700	2			2		
3	3	9	33,200	3	6	25,500	3	6	19,800	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	9	21,000	4			4		
5	4			4			4			5	3	18,600	5		
6	5			5	3	29,800	5	3	23,600	6	6	19,700	6		
7	6			6	6	31,200	6	6	24,800	7	9	20,800	7		
8	7			7	9	32,600	7	9	26,000	7			8		
9	8			7			7			8	3	23,200	9		
10	9			8			8	3	28,700	9	6	24,300	10		
11	10			9			9	6	29,900	10	9	25,400	11		
12	11			10			10	9	31,200	10			12	3	18,200
13	12			11			10			11	3	27,500	13	6	19,100
14	13			12			11			12	6	28,400	14	9	19,700
15	14			13			12			13	9	29,100	14		
16	15			14			13			13			15		
17	16			15			14			14			16		
18	17			16			15								

ロ 行政職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の 等級 旧号俸 区分	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円
1	1			1			1			1			1		
2	2	3	25,100	2			2			2			2		
3	3	6	26,200	3			3			3			3		
4	4	9	27,300	4	3	20,900	4			4			4		
5	4			5	6	21,900	5			5			5		
6	5	3	29,800	6	9	22,900	6			6			6		
7	6	6	30,900	6			7	3	20,500	7			7		
8	7	9	32,000	7	3	24,900	8	6	21,300	8			8		
9	7			8	6	25,800	9	9	22,100	9			9		
10	8	3	34,300	9	9	26,700	9			10			10		
11	9	6	35,300	9			10	3	23,600	11			11		
12	10	9	36,200	10	3	28,800	11	6	24,300	12			12		
13	10			11	6	29,700	12	9	24,900	13			13		
14	11			12	9	30,500	12			14	3	19,800	14		
15	12			12			13	3	26,100	15	6	20,300	15		
16	13			13	3	32,000	14	6	26,700	16	9	20,800	16		
17	14			14	6	32,600	15	9	27,200	16			17		
18	15			15	9	33,200	15			17	3	21,800	18		
19	16			15			16	3	28,200	18	6	22,300	19		
20	17			16			17	6	28,700	19	9	22,800	20		
21	18			17			18	9	29,200	19			21	3	19,600
22	19			18			18			20	3	23,800	22	6	20,100
23	20			19			19			21	6	24,300	23	9	20,600
24	21			20			20			22	9	24,800	23		
25	22			21			21			22			24	3	21,600
26	23			22			22			23	3	25,600	25	6	22,100
27	24			23			23			24	6	26,000	26	9	22,600
28	25			24			24			25	9	26,400	26		
29										25			27	3	23,500
30													28	6	23,900
31													29	9	24,300
32													29		

附則別表第二 税務職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 旧号俸 区分	3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月
1	1	9	33,200	1	6	25,500	1	6	19,800	1	月	円	1	月	円
2	1			2	9	26,900	2	9	21,000	2			2		
3	2			2			2			3	3	18,600	3		
4	3			3	3	29,800	3	3	23,600	4	6	19,700	4		
5	4			4	6	31,200	4	6	24,800	5	9	20,800	5		
6	5			5	9	32,600	5	9	26,000	5			6		
7	6			5			5			6	3	23,200	7		
8	7			6			6	3	28,700	7	6	24,300	8		
9	8			7			7	6	29,900	8	9	25,400	9		
10	9			8			8	9	31,200	8			10	3	18,200
11	10			9			8			9	3	27,600	11	6	19,100
12	11			10			9			10	6	28,700	12	9	20,000
13	12			11			10			11	9	29,700	12		
14	13			12			11			11			13		
15	14			13			12			12			14		
16	15			14			13			13					
17							14			14					

附則別表第三 公安職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 公安職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 旧号俸 区分	3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月
1	1	9	33,200	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	1			2	3	24,100	2			2			2		
3	2			3	6	25,500	3	3	18,800	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	6	19,900	4			4		
5	4			4			5	9	21,100	5			5		
6	5			5	3	29,800	5			6	3	18,800	6		
7	6			6	6	31,200	6	3	23,700	7	6	19,900	7		
8	7			7	9	32,600	7	6	24,900	8	9	21,000	8		
9	8			7			8	9	26,100	8			9	3	18,800
10	9			8			8			9	3	23,400	10	6	19,900
11	10			9			9	3	28,800	10	6	24,500	11	9	21,000
12	11			10			10	6	30,000	11	9	25,600	11		
13	12			11			11	9	31,300	11			12	3	23,400
14	13			12			11			12	3	28,300	13	6	24,500
15	14			13			12			13	6	29,500	14	9	25,600
16	15			14			13			14	9	30,700	14		
17				15			14			14			15	3	28,300
18				16			15			15			16	6	29,400
19				17			16			16			17	9	30,500
20				18			17			17			17		
21							18			18			18		
22							19			19			19		
23							20			20			20		
24							21			21			21		
25							22			22			22		
26										23			23		
27										24			24		
28													25		
29													26		

ロ 公安職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級			8 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月
1	1	9	33,200	1	6	25,500	1	6	19,800	1			1			1		
2	1			2	9	26,900	2	9	21,000	2			2			2		
3	2			2			2			3	3	18,600	3			3		
4	3			3	3	29,800	3	3	23,600	4	6	19,700	4			4		
5	4			4	6	31,200	4	6	24,800	5	9	20,800	5			5		
6	5			5	9	32,600	5	9	26,000	5			6			6		
7	6			5			5			6	3	23,200	7			7		
8	7			6			6	3	28,700	7	6	24,300	8			8		
9	8			7			7	6	29,900	8	9	25,400	9	3	18,400	9		
10	9			8			8	9	31,200	8			10	6	19,400	10		
11	10			9			8			9	3	27,600	11	9	20,400	11		
12	11			10			9			10	6	28,700	11			12		
13	12			11			10			11	9	29,700	12	3	22,500	13	3	18,200
14	13			12			11			11			13	6	23,500	14	6	19,200
15	14			13			12			12			14	9	24,500	15	9	20,000
16	15			14			13			13			14			15		
17							14			14			15	3	26,200	16	3	21,400
18							15			15			16	6	26,900	17	6	22,100
19							16			16			17	9	27,600	18	9	22,800
20										17			17			18		
21										18			18			19	3	24,100
22													19			20	6	24,700
23													20			21	9	25,300
24													21			21		

附則別表第四 海事職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 海事職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円
1	1	9	33,100	1	6	24,700	1			1		
2	1			2	9	26,200	2			2		
3	2	3	37,400	2			3			3		
4	3	6	39,300	3	3	29,900	4			4		
5	4	9	41,200	4	6	31,500	5	3	23,400	5		
6	4			5	9	33,100	6	6	24,700	6		
7	5			5			7	9	26,000	7		
8	6			6	3	36,700	7			8		
9	7			7	6	38,300	8	3	28,800	9		
10	8			8	9	39,900	9	6	30,100	10		
11	9			8			10	9	31,400	11	3	22,600
12	10			9			10			12	6	23,700
13	11			10			11	3	34,000	13	9	24,600
14	12			11			12	6	35,100	13		
15	13			12			13	9	36,000	14	3	26,500
16	14			13			13			15	6	27,400
17				14			14			16	9	28,300
18							15			16		
19							16			17	3	29,900
20										18	6	30,600
21										19	9	31,300
22										19		
23										20		

第一類第一号

内閣委員会議録第二号

昭和三十一年二月十九日

三二

ロ 海事職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円
1	1	6	24,700	1			1			1		
2	2	9	26,000	2			2			2		
3	2			3			3			3		
4	3	3	28,900	4			4			4		
5	4	6	30,200	5	3	23,500	5			5		
6	5	9	31,500	6	6	24,700	6			6		
7	5			7	9	25,900	7			7		
8	6	3	34,500	7			8			8		
9	7	6	35,800	8	3	28,600	9			9		
10	8	9	37,000	9	6	29,800	10	3	23,200	10		
11	8			10	9	31,000	11	6	24,300	11		
12	9			10			12	9	25,400	12		
13	10			11	3	33,300	12			13		
14	11			12	6	34,300	13	3	27,000	14		
15	12			13	9	35,200	14	6	27,800	15		
16	13			13			15	9	28,600	16	3	22,200
17	14			14			15			17	6	22,900
18	15			15			16	3	30,200	18	9	23,500
19	16			16			17	6	30,900	18		
20	17			17			18	9	31,600	19	3	24,700
21	18			18			18			20	6	25,300
22	19			19			19			21	9	25,900
23	20			20			20			21		
24	21			21			21			22	3	27,100
25	22			21			22			23	6	27,700

附則別表第五 教育職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 教育職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給 月 額	号俸	期間	暫定俸給 月 額	号俸	期間	暫定俸給 月 額	号俸	期間	暫定俸給 月 額
1	1	6 月	29,600	1	9 月	24,300	1			1		
2	2	9	31,500	1	2	27,500	2			2		
3	2			2	3	29,100	3			3		
4	3	3	35,700	3	6	30,700	4			4		
5	4	6	37,600	4	9		5	3	21,400	5		
6	5	9	39,500	4			6	6	22,700	6		
7	5			5	3	34,300	7	9	24,000	7		
8	6			6	6	35,900	7			8	3	19,400
9	7			7	9	37,500	8	3	26,600	9	6	20,600
10	8			7			9	6	27,900	10	9	21,800
11	9			8			10	9	29,300	10		
12	10			9			10			11	3	24,600
13	11			10			11	3	32,400	12	6	25,900
14	12			11			12	6	33,800	13	9	27,200
15	13			12			13	9	35,000	13		
16	14			13			13			14	3	29,800
17	15			14			14			15	6	30,900
18	16			15			15			16	9	32,000
19	17			16			16			16		
20	18			17			17			17		
21	19			18			18			18		
22	20			19			19			19		
23	21			20			20			20		
24				21			21			21		
25				22			22			22		
26				23			23			23		
27				24			24					

ロ 教育職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	2 等 級			3 等 級		
	号 俸	期 間	暫定俸給月額	号 俸	期 間	暫定俸給月額
1	1			1		
2	2			2		
3	3			3		
4	4			4		
5	5	3	20,500	5		
6	6	6	21,600	6		
7	7	9	22,900	7		
8	7			8		
9	8	3	25,600	9		
10	9	6	26,900	10		
11	10	9	28,200	11	3	20,000
12	10			12	6	21,200
13	11	3	31,200	13	9	22,400
14	12	6	32,500	13		
15	13	9	33,800	14	3	25,000
16	13			15	6	26,200
17	14			16	9	27,300
18	15			16		
19	16			17	3	29,700
20	17			18	6	30,800
21	18			19	9	31,900
22	19			19		
23	20			20		
24	21			21		
25	22			22		
26	23			23		
27	24			24		
28	25			25		
29	26			26		
30	27			27		
31	28					
32	29					
33	30					
34	31					
35	32					

ハ 教育職俸給表(三)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級		
	号 俸	期 間	暫定俸給月額	号 俸	期 間	暫定俸給月額	号 俸	期 間	暫定俸給月額
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	3	30,600	2			2		
3	3	6	31,900	3			3		
4	4	9	33,300	4			4		
5	4			5			5		
6	5			6			6		
7	6			7			7		
8	7			8	3	20,100	8		
9	8			9	6	21,100	9		
10	9			10	9	22,300	10		
11	10			10			11	3	19,500
12	11			11	3	24,900	12	6	20,500
13	12			12	6	26,200	13	9	21,500
14	13			13	9	27,500	13		
15	14			13			14	3	23,900
16	15			14	3	30,500	15	6	25,000
17	16			15	6	31,800	16	9	26,100
18	17			16	9	33,100	16		
19	18			16			17	3	27,900
20	19			17			18	6	28,700
21	20			18			19	9	29,500
22	21			19			19		
23	22			20			20		
24	23			21			21		
25	24			22					
26	25			23					
27				24					
28				25					
29				26					
30				27					
31				28					
32				29					
33				30					
34				31					
35				32					
36				33					
37				34					

附則別表第六 研究職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級		
	号 俸	期 間	暫定俸給月額	号 俸	期 間	暫定俸給月額	号 俸	期 間	暫定俸給月額	号 俸	期 間	暫定俸給月額
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	3	26,300	2			2			2		
3	3	6	27,800	3			3			3		
4	4	9	29,300	4			4			4		
5	4			5	3	20,000	5			5		
6	5	3	32,500	6	6	21,300	6			6		
7	6	6	34,000	7	9	22,600	7			7		
8	7	9	35,500	7			8	3	19,600	8		
9	7			8	3	25,400	9	6	20,800	9		
10	8			9	6	26,700	10	9	22,000	10		
11	9			10	9	28,100	10			11		
12	10			10			11	3	24,600	12	3	18,900
13	11			11	3	31,100	12	6	25,800	13	6	19,800
14	12			12	6	32,500	13	9	27,100	14	9	20,600
15	13			13	9	33,900	13			14		
16	14			13			14	3	30,000	15		
17	15			14			15	6	31,300	16		
18	16			15			16	9	32,600			
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18			18					
22	20			19			19					
23	21			20			20					
24	22			21			21					
25	23			22			22					
26	24			23			23					
27				24			24					
28				25			25					
29				26								

附則別表第七 医療職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 医療職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 旧号俸	区分	4 等 級			5 等 級		
		号 俸	期 間	暫定俸給月額	号 俸	期 間	暫定俸給月額
1		1	6 月	29,600 円	1		
2		2	9	31,500	2		
3		2			3	3	21,400
4		3	3	25,700	4	6	22,700
5		4	6	37,600	5	9	24,300
6		5	9	39,500	5		
7		5			6	3	27,500
8		6			7	6	29,100
9		7			8	9	30,700
10		8			8		
11		9			9	3	34,300
12		10			10	6	35,900
13		11			11	9	37,500
14		12			11		
15		13			12		
16		14			13		
17		15			14		
18		16			15		
19		17			16		
20		18			17		
21		19			18		
22		20			19		
23					20		
24					21		
25					22		

ロ 医療職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 旧号俸	区分	3 等 級			4 等 級			5 等 級		
		号 俸	期 間	暫定俸給月額	号 俸	期 間	暫定俸給月額	号 俸	期 間	暫定俸給月額
1		1	6 月	19,600 円	1	月		1	月	
2		2	9	21,000	2			2		
3		2			3			3		
4		3	3	24,200	4			4		
5		4	6	25,600	5	3	18,600	5		
6		5	9	27,000	6	6	19,600	6		
7		5			7	9	20,800	7		
8		6	3	29,900	7			8	3	18,600
9		7	6	31,300	8	3	23,300	9	6	19,600
10		8	9	32,700	9	6	24,500	10	9	20,600
11		8			10	9	25,700	10		
12		9			10			11	3	22,800
13		10			11	3	28,500	12	6	23,900
14		11			12	6	29,700	13	9	25,000
15		12			13	9	30,900	13		
16		13			13			14	3	27,100
17		14			14			15	6	28,000
18		15			15			16	9	28,900
19		16			16			16		
20		17			17			17		
21					18			18		
22					19			19		
23					20					
24					21					

ハ 医療職俸給表(三)の適用を受ける者

職務の等級 旧号俸 区分	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円	号俸	期間	暫定俸給額 月 円
1	1	9	26,100	1	6	19,600	1			1		
2	1			2	9	20,800	2			2		
3	2	3	29,300	2			3			3		
4	3	6	30,700	3	3	23,500	4			4		
5	4	9	32,100	4	6	24,800	5			5		
6	4			5	9	26,100	6	3	18,600	6		
7	5			5			7	6	19,600	7		
8	6			6	3	29,100	8	9	20,600	8		
9	7			7	6	30,400	8			9		
10	8			8	9	31,700	9	3	22,700	10	3	18,300
11	9			8			10	6	23,700	11	6	19,200
12	10			9			11	9	24,700	12	9	19,900
13	11			10			11			12		
14	12			11			12	3	26,500	13	3	21,300
15	13			12			13	6	27,300	14	6	21,900
16	14			13			14	9	28,000	15	9	22,400
17	15			14			14			15		
18	16			15			15			16		
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18								
22	20			19								
23	21			20								

附則別表第八

俸 給 表	職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
行政職俸給表(一)			1—12	1—13	1—18	1—18	5—18	8—17	15—17
行政職俸給表(二)		1—28	7—28	10—28	17—29	24—32			
税務職俸給表		1—9	1—12	1—16	1—16	3—17	6—17	13—15	
公安職俸給表(一)		1—9	1—12	1—16	1—20	6—25	9—27	12—29	
公安職俸給表(二)		1—9	1—12	1—16	1—16	3—19	6—21	12—24	16—24
海事職俸給表(一)		1—16	1—16	3—17	8—19	14—23			
海事職俸給表(二)		3—25	8—24	13—25	19—25				
教育職俸給表(一)			1—22	1—23	2—27	8—27	11—26		
教育職俸給表(二)		1—22	8—35	14—30					
教育職俸給表(三)		1—26	11—37	14—24					
研究職俸給表			1—21	1—26	8—29	11—28	15—17		
医療職俸給表(一)			1—15	1—18	1—22	6—25			
医療職俸給表(二)		1—12	1—15	3—20	8—24	11—22			
医療職俸給表(三)		1—23	3—23	9—20	13—18				

備考 本表中「1—12」等とあるのは、「1号俸から12号俸までの号俸」等を示す。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 議長	官職 等級 号	参事官等		
		1 等級	2 等級	3 等級
俸給月額	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
128,000	1	71,800	49,400	27,600
	2	75,400	52,100	29,700
	3	79,000	54,800	31,900
	4	82,600	57,600	34,400
	5	86,200	60,400	36,800
	6	89,700	63,200	39,100
	7	93,200	66,100	41,000
	8	96,700	69,000	42,900
	9	100,200	71,900	44,800
	10	102,900	74,700	46,700
	11	105,000	77,000	48,600
	12	106,700	79,300	50,600
	13	108,400	81,200	52,600
	14		82,900	54,600
	15			56,700
	16			58,700
	17			60,700
	18			62,500
	19			64,100
	20			65,600
	21			66,800

理由
人事院の国会及び内閣に対する昭和三十六年十二月十四日付勧告及び昭和三十七年八月十日付勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び暫定手当の改正を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第十八条第二項中「三千百円」を「三千二百五十円」に改める。
第十八条の二第二項後段中「この場合において」の下に「これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」とを加える。
第二十五条第二項中「五千円」を「六千円」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
25,800 ^円	23,500 ^円	18,600 ^円	15,600 ^円	14,400 ^円	12,100 ^円	10,900 ^円	10,000 ^円	9,200 ^円
27,800	24,300	20,400	16,800	15,500	13,200	11,400		
29,800	25,600	22,300	18,600	16,700	14,300	12,000		
31,800	27,500	24,200	20,400	18,400	15,400	12,600		
33,900	29,400	26,100	22,300	20,100	16,500			
36,000	31,400	28,100	24,200	21,600	17,600			
38,100	33,300	30,000	26,100	22,600				
39,500	35,200	31,900	27,700	23,400				
40,800	37,100	33,400	28,800	24,200				
42,100	38,400	34,600	29,800	25,000				
43,200	39,600	35,800	30,700	25,800				
44,200	40,700	36,900	31,500					
45,100	41,600	37,800	32,300					
46,000	42,500	38,700	33,100					
46,900	43,400	39,600	33,900					
47,800	44,300	40,400						
48,700	45,200	41,200						
	46,100	42,000						
	47,000	42,800						

令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過したと

別表第二 自衛官俸給表

階級 号 俸	陸海空		將 將 將	陸 海 空	將 將 補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
	甲		乙	空		空		空	
	俸給月額		俸給月額	俸給月額		俸給月額		俸給月額	
1	104,300		77,600	62,700		51,300		44,300	
2	108,100		81,300	65,600		54,100		46,200	
3	111,900		85,000	68,600		56,900		48,100	
4	115,800		88,700	71,600		59,800		50,100	
5	119,700		92,400	74,700		62,700		52,100	
6			96,100	77,600		65,600		54,200	
7			99,700	80,500		68,600		56,300	
8			103,300	83,400		71,600		58,400	
9			106,000	85,700		74,700		60,500	
10			108,200	88,000		77,000		62,600	
11				90,100		79,300		64,700	
12				91,900		81,400		66,500	
13						83,200		68,200	
14								69,700	
15								71,100	
16								72,500	
17									
18									
19									

備考 陸將、海將又は空將で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総理府
きは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

附則

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して、昭和三十三年十月一日から適用する。

2 (俸給の切替)

昭和三十三年十月一日(以下「切替日」という。)における職員等の俸給月額は、次項、附則第四項及び附則第六項に定めるものを除き、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の適用により切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(総合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。)における俸給の幅のうちその者が受けていた俸給月額に対応する当該職務の等級における俸俸(以下「旧俸俸」という。)と同一の改正後の俸俸表(この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員等の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第一号、以下「一般職改正法」という。))による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号、以下「改正後の一般職給与法」という。))別表第一から別表第七までをいう。以下同じ。に定めるその者の属する職務の等級における俸俸による額とする。

3 その者の旧俸俸が附則別表第一から附則別表第九までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げられていない職員(次項に規定する職員を除く。)の切替日における俸給月額は、その者に係る切替表におけるその者の旧俸俸に対応する俸俸と同一の改正後の俸俸表に定めるその者の属する職務の等級における俸俸による額とする。

4 旧俸俸が切替表に掲げられていない職員のうち、その者の旧俸俸がその者に係る切替表に当該旧俸俸に対応する期間の定めのある俸俸である者で、その者の切替日において旧俸俸を受けていた期間(切替日前一年以内において旧法第五條第四項の規定により準用する一般職改正法による改正前の一般職の職員等の給与に関する法律(以下「改正前の一般職給与法」という。))第八條第六項ただし書の規定の適用を受けた職員その他総務府令で定める職員にあつては、総務府令で定める期間を増減した期間。以下この項及び次項において同じ。がその者に係る切替表に定めるその者の旧俸俸に対応する期間に達しないものは、昭和三十三年一月一日、同年四月一日又は同年七月一日のうち、切替日から起算して当該期間とその者の切替日において旧俸俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過したことになる日以後の直近の日(以下この項において「切替日」とみなす日)と

いう。に、その者に係る切替表におけるその者の旧俸俸に対応する俸俸と同一の改正後の俸俸表に定めるその者の属する職務の等級における俸俸による俸給月額を受けるものとす。この場合において、その者の切替日から切替日とみなす日の前日までの間に切替日と俸給月額は、その者に係る切替表に定めるその者の旧俸俸に対応する俸俸と同一の改正後の俸俸表に定めるその者の属する職務の等級における俸俸による額とする。

5 附則第二項及び附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員(新法第五條第三項の規定により準用する改正後の一般職給与法第六條の二前段の規定により俸給月額を受ける事務官等並びに新法別表第二備考の規定により同表に定める陸将、海将及び空将の甲の欄に掲げる俸給月額を受ける自衛官を除く。)の切替日以降における最初の新法第五條第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八條第六項本文の規定による昇給については、その者の旧俸俸を受けていた期間(その者の旧俸俸がその者に係る切替表に当該旧俸俸に対応する期間の定めのある俸俸であるときは、その者の旧俸俸を受けていた期間からその者に係る切替表に定めるその者の旧俸俸に対応する俸俸を減じた期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。(最高俸俸等を受ける職員の俸給の切替等)

6 切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高の俸俸による俸給月額を受けていた職員又は職務の等級の最高の俸俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びその俸給月額を受ける期間に通算されることとなる期間については、政令で定める。

7 附則別表第十に掲げられている俸俸の号数と同一の号数の旧俸俸を受けていた職員に対する附則第四項及び附則第五項の規定の適用については、これらの規定中「旧俸俸を受けていた期間」とあるのは、「旧俸俸を受けていた期間に三月を加えた期間」とする。

8 切替日から施行日までの間に異動した職員等の俸給月額の決定等(以下「施行日」という。)の前日までの間において、旧法の規定により新たに同法別表第一若しくは別表第二又は改正前の一般職給与法別表第一から別表第七までの適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びその俸給月額を受けることとなる期間並びにそれらの職員が切替表に定め

る俸給月額に相当する額(俸給月額を含む。)と読み替へるものとする。

9 昭和三十三年四月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び総務府令で定められた職員(以下「職員」という。)の切替日における俸給月額及びその俸給月額を受けることとなる期間並びにそれらの職員が切替表に定め

る俸給月額に相当する額(俸給月額を含む。)と読み替へるものとする。

10 切替日から施行日までの間に異動した職員等の俸給月額の決定等(以下「施行日」という。)の前日までの間において、旧法の規定により新たに同法別表第一若しくは別表第二又は改正前の一般職給与法別表第一から別表第七までの適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びその俸給月額を受けることとなる期間並びにそれらの職員が切替表に定め

る俸給月額に相当する額(俸給月額を含む。)と読み替へるものとする。

11 附則第四項、附則第八項若しくは附則第九項又は前項の規定により読み替へられた新法第五條第一項の規定により、附則第四項後段に規定する俸給月額を受ける職員又は切替表に定める俸給月額に相当する額(俸給月額を含む。)と読み替へるものとする。

12 昭和三十三年十二月十五日に支給される勤勉手当の額については、一般職改正法附則第十六項の規定を準用する。

13 (改正前の俸給月額の基礎) 附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の適用により職員が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

14 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

15 旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、勤勉手当及び期末手当に關しては、一般職改正法附則第十九項後段の規定を準用する。

16 附則第四項、附則第八項及び附則第九項の規定に基づき総務府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならぬ。

附則別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表の適用を受ける職員の切替表

旧号俸 区分	職務の等級	3 等 級		
		号	俸 期 間	暫 定 俸 給 月 額
1		1	3 月	27,000 円
2		2	6	28,600
3		3	9	30,200
4		3		
5		4	3	33,600
6		5	6	35,400
7		6	9	37,200
8		6		
9		7		
10		8		
11		9		
12		10		
13		11		
14		12		
15		13		
16		14		
17		15		
18		16		
19		17		
20		18		
21		19		
22		20		

附則別表第二 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

旧号俸 区分	職務の等級	4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級			8 等 級		
		号俸	期 間	暫定俸給額	号俸	期 間	暫定俸給額	号俸	期 間	暫定俸給額	号俸	期 間	暫定俸給額	号俸	期 間	暫定俸給額
1		1	3 月	30,000 円	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2		2	6	31,600	2	3	24,100	2	3	18,700	2			2		
3		3	9	33,200	3	6	25,500	3	6	19,800	3			3		
4		3			4	9	26,900	4	9	21,000	4			4		
5		4			4			4			5	3	18,600	5		
6		5			5	3	29,800	5	3	23,600	6	6	19,700	6		
7		6			6	6	31,200	6	6	24,800	7	9	20,800	7		
8		7			7	9	32,600	7	9	26,000	7			8		
9		8			7			7			8	3	23,200	9		
10		9			8			8	3	28,700	9	6	24,300	10		
11		10			9			9	6	29,900	10	9	25,400	11		
12		11			10			10	9	31,200	10			12	3	18,200
13		12			11			10			11	3	27,500	13	6	19,100
14		13			12			11			12	6	28,400	14	9	19,700
15		14			13			12			13	9	29,100	14		
16		15			14			13			13			15		
17		16			15			14			14			16		
18		17			16			15								

附則別表第三 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

職務の 等級 旧号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	3	25,100	2			2			2			2		
3	3	6	26,200	3			3			3			3		
4	4	9	27,300	4	3	20,900	4			4			4		
5	4			5	6	21,900	5			5			5		
6	5	3	29,800	6	9	22,900	6			6			6		
7	6	6	30,900	7			7	3	20,500	7			7		
8	7	9	32,000	8	3	24,900	8	6	21,300	8			8		
9	7			8	6	25,800	9	9	22,100	9			9		
10	8	3	34,300	9	9	26,700	9			10			10		
11	9	6	35,300	9			10	3	23,600	11			11		
12	10	9	36,200	10	3	28,800	11	6	24,300	12			12		
13	10			11	6	29,700	12	9	24,900	13			13		
14	11			12	9	30,500	12			14	3	19,800	14		
15	12			12			13	3	26,100	15	6	20,300	15		
16	13			13	3	32,000	14	6	27,000	16	9	20,800	16		
17	14			14	6	32,600	15	9	27,200	16			17		
18	15			15	9	33,200	15			17	3	21,800	18		
19	16			15			16	3	28,200	18	6	22,300	19		
20	17			16			17	6	28,700	19	9	22,800	20		
21	18			17			18	9	29,200	19			21	3	19,600
22	19			18			18			20	3	23,800	22	6	20,100
23	20			19			19			21	6	24,300	23	9	20,600
24	21			20			20			22	9	24,800	23		
25	22			21			21			22			24	3	21,600
26	23			22			22			23	3	25,600	25	6	22,100
27	24			23			23			24	6	26,000	26	9	22,600
28	25			24			24			25	9	26,400	26		
29										25			27	3	23,500
30													28	6	23,900
31													29	9	24,300
32													29		

附則別表第四 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

職務の 等級 旧号俸	3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	6	円	1	9	円	1	月	円	1	月	円
2	2	9	29,600	1		24,300	2			2		
3	2		31,500	2	3	27,500	3			3		
4	3	3	35,700	3	6	29,100	4			4		
5	4	6	37,600	4	9	30,700	5	3	21,400	5		
6	5	9	39,500	4			6	6	22,700	6		
7	5			5	3	34,300	7	9	24,000	7		
8	6			6	6	35,900	8			8	3	19,400
9	7			7	9	37,500	9	3	26,600	9	6	20,600
10	8			7			9	6	27,900	10	9	21,800
11	9			8			10	9	29,300	10		
12	10			9			10			11	3	24,600
13	11			10			11	3	32,400	12	6	25,900
14	12			11			12	6	33,800	13	9	27,200
15	13			12			13	9	35,000	13		
16	14			13			13			14	3	29,800
17	15			14			14			15	6	30,900
18	16			15			15			16	9	32,000
19	17			16			16			16		
20	18			17			17			17		
21	19			18			18			18		
22	20			19			19			19		
23	21			20			20			20		
24				21			21			21		
25				22			22			22		
26				23			23			23		
27				24			24					

附則別表第五 研究職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2			2			2			2		
3	3	3	26,300	3			3			3		
4	4	6	27,800	4			4			4		
5	4	9	29,300	5	3	20,000	5			5		
6	5	3	32,500	6	6	21,300	6			6		
7	6	6	34,000	7	9	22,600	7			7		
8	7	9	35,500	8	3	25,400	8	3	19,600	8		
9	7			9	6	26,700	9	6	20,800	9		
10	8			10	9	28,100	10	9	22,000	10		
11	9			11			11	3	24,600	11		
12	10			12			12	6	25,800	12	3	18,900
13	11			13	3	31,100	13	9	27,100	13	6	19,800
14	12			14	6	32,500	14			14	9	20,600
15	13			15	9	33,900	15			15		
16	14			16			16	3	30,000	16		
17	15			17			17	6	31,300			
18	16			18			18	9	32,600			
19	17			19			19					
20	18			20			20					
21	19			21			21					
22	20			22			22					
23	21			23			23					
24	22			24			24					
25	23			25			25					
26	24			26								
27												
28												
29												

附則別表第六 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	4 等 級			5 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額 月	号俸	期間	暫定俸給額 月
1	1	月	円	1	月	円
2	2			2		
3	2	6	29,600	3		
4	3	9	31,500	4	3	21,400
5	4	3	35,700	5	6	22,700
		6	37,600		9	24,300
6	5			6		
7	5	9	39,500	7	3	27,500
8	6			8	6	29,100
9	7			9	9	30,700
10	8			10		
11	9			11	3	34,300
12	10			12	6	35,900
13	11				9	37,500
14	12					
15	13					
16	14			13		
17	15			14		
18	16			15		
19	17			16		
20	18			17		
21	19			18		
22	20			19		
23				20		
24				21		
25				22		

附則別表第七 医療職俸給表(ロ)の適用を受ける職員の切替表

職務の 等級 区分 旧号俸	3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	号俸	期 間	暫定俸給額 月	号俸	期 間	暫定俸給額 月	号俸	期 間	暫定俸給額 月
1	1	6月	19,600	1	月	円	1	月	円
2	2	9	21,000	2			2		
3	2			3			3		
4	3	3	24,200	4			4		
5	4	6	25,600	5	3	18,600	5		
6	5	9	27,000	6	6	19,600	6		
7	5			7	9	20,800	7		
8	6	3	29,900	7			8	3	18,600
9	7	6	31,300	8	3	23,300	9	6	19,600
10	8	9	32,700	9	6	24,500	10	9	20,600
11	8			10	9	25,700	10		
12	9			10			11	3	22,800
13	10			11	3	28,500	12	6	23,900
14	11			12	6	29,700	13	9	25,000
15	12			13	9	30,900	13		
16	13			13			14	3	27,100
17	14			14			15	6	28,000
18	15			15			16	9	28,900
19	16			16			16		
20	17			17			17		
21				18			18		
22				19			19		
23				20					
24				21					

附則別表第八 医療職俸給表(ロ)の適用を受ける職員の切替表

職務の 等級 区分 旧号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	号俸	期 間	暫定俸給額 月	号俸	期 間	暫定俸給額 月	号俸	期 間	暫定俸給額 月	号俸	期 間	暫定俸給額 月
1	1	9月	26,100	1	6月	19,600	1	月	円	1	月	円
2	1			2	9	20,800	2			2		
3	2	3	29,300	2			3			3		
4	3	6	30,700	3	3	23,500	4			4		
5	4	9	32,100	4	6	24,800	5			5		
6	4			5	9	26,100	6	3	18,600	6		
7	5			5			7	6	19,600	7		
8	6			6	3	29,100	8	9	20,600	8		
9	7			7	6	30,400	8			9		
10	8			8	9	31,700	9	3	22,700	10	3	18,300
11	9			8			10	6	23,700	11	6	19,200
12	10			9			11	9	24,700	12	9	19,900
13	11			10			11			12		
14	12			11			12	3	26,500	13	3	21,300
15	13			12			13	6	27,300	14	6	21,900
16	14			13			14	9	28,000	15	9	22,400
17	15			14			14			15		
18	16			15			15			16		
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18								
22	20			19								
23	21			20								

附則別表第九 自衛官俸給表の適用を受ける職員の切替表

階級 旧号俸	3等陸佐 3等海佐 3等空佐			1等陸尉 1等海尉 1等空尉			2等陸尉 2等海尉 2等空尉			3等陸尉 3等海尉 3等空尉			1等陸曹 1等海曹 1等空曹			2等陸曹 2等海曹 2等空曹			3等陸曹 3等海曹 3等空曹		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
1	1	9月	38,300	1	月	円	1	月	円	1	6月	22,600	1	3月	18,200	1	月	円	1	月	円
2	1			2	3	33,900	2	3	27,200	2	6	23,600	2	6	19,500	2			2		
3	2			3	6	35,500	3	6	28,600	3	9	24,400	3	9	20,700	3	3	18,100	3		
4	3			4	9	37,100	4	9	30,100	3			3			4	6	19,400	4	3	18,000
5	4			4			4			4	3	27,000	4	3	23,700	5	9	20,700	5	6	19,300
6	5			5			5	3	33,400	5	6	28,400	5	6	25,100	5			6	9	20,400
7	6			6			6	6	34,900	6	9	29,800	6	9	26,500	6	3	23,700	6		
8	7			7			7	9	36,400	6			6			7	6	25,100	7		
9	8			8			7			7	3	32,800	7	3	29,500	8	9	26,300	8		
10	9			9			8			8	6	34,200	8	6	30,800	8					
11	10			10			9			9	9	35,600	9	9	32,100	9					
12	11			11			10			9			9			10					
13	12			12			11			10			10			11					
14	13			13			12			11			11			12					
15							13			12			12								
16										13			13								
17										14			14								
18										15			15								

附則別表第十

イ 事務次官、議長及び参事官等俸給表の適用を受ける職員についての表

職務の等級	1等	2等	3等
俸給表			
事務次官、議長及び参事官等俸給表	1—12	1—13	1—22

ロ 一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までの俸給表の適用を受ける職員についての表

職務の等級	1等	2等	3等	4等	5等	6等	7等	8等
俸給表								
行政職俸給表(一)		1—12	1—13	1—18	1—18	5—18	8—17	15—17
行政職俸給表(二)	1—28	7—28	10—28	17—29	24—32			
教育職俸給表(一)		1—22	1—23	2—27	8—27	11—26		
研究職俸給表		1—21	1—26	8—29	11—28	15—17		
医療職俸給表(一)		1—15	1—18	1—22	6—25			
医療職俸給表(二)	1—12	1—15	3—20	8—24	11—22			
医療職俸給表(三)	1—23	3—23	9—20	13—18				

ハ 自衛官俸給表の適用を受ける職員についての表

階級	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空
俸給表												
自衛官俸給表	1—9	1—11	1—12	1—14	1—14	1—14	1—15	4—18	4—18	6—14	7—9	

備考 本表中「1—12」等とあるのは、「1号俸から12号俸までの号俸」等を示す。

理由

一般職に属する国家公務員の俸給月額額の改定等に準じて、防衛庁職員の俸給月額等の改定を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「十八万五千円」を「十九万円」に改める。

第四条第二項中「六千円」を「六千二百円」に改める。

第七条の二中「期末手当の額は、俸給月額に」を「期末手当の支給については、」に、「例により一定の割合を乗じて得た額とする。」を例による。」に改める。

第七条の三中「通勤手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

官	職	名	俸給月額額
内閣総理大臣			二六〇、〇〇〇円
国務大臣			
会計検査院長			一九〇、〇〇〇円
人事院総裁			
検査官(会計検査院長を除く。)			
人事官(人事院総裁を除く。)			
内閣官房長官			
総理府総務長官			一六〇、〇〇〇円
内閣法制局長官			
宮内庁長官			
政務次官			
内閣官房副長官			
総理府総務副長官			
国家公安委員会委員			
公正取引委員会委員長			一四〇、〇〇〇円
土地調整委員会委員長			
文化財保護委員会委員長			
地方財政審議会会長			
侍従長			
式部官長			一二八、〇〇〇円

別表第二

官	職	名	俸給月額額
公正取引委員会委員			
土地調整委員会委員			
首都圏整備委員会委員			
社会保険審査会委員			
労働保険審査会委員			
地方財政審議会委員			一〇八、〇〇〇円
原子力委員会委員			
公共企業体等労働委員会委員			
科学技術会議の常勤の議員			
運輸審議会委員			
東宮大夫			

別表第三

官	職	名	俸給月額額
大使			
五号俸			一六〇、〇〇〇円
四号俸			一四〇、〇〇〇円
三号俸			一一八、〇〇〇円
二号俸			一〇八、〇〇〇円
一号俸			九八、〇〇〇円
公使			
四号俸			一四〇、〇〇〇円
三号俸			一一八、〇〇〇円
二号俸			一〇八、〇〇〇円
一号俸			九八、〇〇〇円
秘書官			
八号俸			七五、九〇〇円
七号俸			六八、五〇〇円
六号俸			六一、一〇〇円
五号俸			五五、一〇〇円
四号俸			四八、七〇〇円
三号俸			四二、三〇〇円
二号俸			三五、九〇〇円
一号俸			三一、四〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

2 改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十七年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

3 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「改正後の法第七条の二及び第七条の三中「俸給月額」とあるのは「俸給及び暫定手当の月額の合計額」とを削る。

理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の表中「二三、九一人」を「二四、一四〇人」に、「二四、一二八人」を「二四、三五七人」に改

める。

附 則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理 由

事務の円滑な遂行を期するため、労働省本省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十八年二月二十五日印刷

昭和三十八年二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局